

令和 5 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 26 |

令和 5 年 1 2 月 1 3 日 (水曜日)

文教福祉委員会会議録

令和5年12月13日 水曜日

午前10時00分開議

午後 2時47分閉議（実時間210分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第100号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第101号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号
1. 議案第102号・令和5年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第106号・令和5年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号
1. 議案第127号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
1. 陳情第4号・熊本労災病院の産科継続を求めることについて
1. 陳情第6号・学校給食の無料化を進め、地場産食材はもとより安心・安全な食材を使用して子どもたちの成長を保障することを求めることについて
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

（八代市立幼稚園再編基本方針について）

（八代市子ども読書活動推進計画【第三次】（案）について）

（学校プールモデル事業の検証結果について）

（鏡第二保育園における方向性の決定とスケジュールについて）

（八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申について）

（八代市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画）の策定について）

（八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について）

（第2期八代市成年後見制度利用促進計画の策定について）

（第7期八代市障がい福祉計画・第3期八代市障がい児福祉計画の策定について）

○本日の会議に出席した者

委員長	成 松 由紀夫 君
副委員長	北 園 武 広 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	橋 本 徳一郎 君
委員	橋 本 隆 一 君
委員	堀 口 晃 君
委員	増 田 一 喜 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	中 勇 二 君
教育部次長	松 川 由 美 君
教育政策課長	下 津 恵 美 君
学校教育課長	田 北 佳一郎 君
学校教育課指導主事 兼保健体育係長	星 田 章 広 君
生涯学習課長 （公民館館長兼務）	高 崎 博 文 君
理事兼教育施設課長	稲 本 健 一 君
市長公室	
人事課長補佐	元 村 純 子 君

健康福祉部長 (福祉事務所長兼務)	福本桂三君
健康福祉部次長 (福祉事務所次長兼務)	田中かおり君
健康推進課長 (子育て世代包括支援センター所長兼務)	森田克彦君
こども未来課長	橋口伸一君
障がい者支援課長補佐 (重点支援給付金事業推進室長兼務)	吉村紀美子君
国保ねんきん課長	早川孝幸君
国保ねんきん課 医療給付係長	山田卓君
介護保険課長	草西亮介君
理事兼健康福祉政策課長	石本淳君
高齢者支援課長 (成年後見支援センター所長兼務)	久保祝子君
障がい者支援課長 (障がい者虐待防止センター所長兼務)	吉田浩君
財務部	
理事兼財政課長	中村光宏君

○記録担当書記 小谷匠君

(午前10時00分 開会)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきを願います。

◎議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号(関係分)

最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明を願います。

○教育部長(中勇二君) 皆さん、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)教育部、中でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当部所管分について、次長の松川から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○教育部次長(松川由美君) 教育部次長、松川でございます。

それでは、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、教育部所管分について説明いたします。申し訳ございませんが、着座にて説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○教育部次長(松川由美君) 予算書4ページを御覧ください。

歳出の第9款・教育費の補正額の欄になります。1億9087万5000円を追加し、補正後の額を46億4848万7000円といたしております。

なお、ただいま申し上げました補正額のうち、教育部が所管いたします金額は1億7501万1000円でございます。差額1586万4000円は、経済文化交流部所管分でございます。

それでは、歳出の具体的内容について説明いたします。

今回教育部が所管します補正予算の内容は、大きく2件でございます。1つは人件費の補正、そしてもう一つは、(仮称)新南部学校給食センター施設整備事業に伴う補正でございます。

それでは、まず、人件費の補正について、その概要につきまして、議案書と別に配付してございます資料、右肩に、議案第99号、第10

1号から第102号、第106号関係資料と記載されている資料を使って説明させていただきます。

今回の人件費の補正は、人事院勧告に伴う給与改定によるものと、人事異動等に伴うものが理由となっております。

資料の1、給与改定による影響としておりますが、給与改定では、2項目について改定がっております。1つが、給料表の改定、もう一つが、期末勤勉手当の改定でございます。

まず、(1)給料表の改定では、水準を平均1.1%引き上げるものでございまして、今回は若年層に重点を置いた引上げとなっております。

引上げ対象者は、全会計で一般職1170人、会計年度任用職員643人となっております。

(2)期末勤勉手当の改定では、年間支給月数を4.40月から4.50月へと0.10月引き上げるものでございます。

給料、期末勤勉手当共に、2年連続の引上げの実施となっております。

次に、給与改定以外の主な要因を、2、その他に書いております。人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職等による影響分、それから共済組合負担金の率改定による影響分でございます。

毎年度、当初予算にて人件費を計上する際には、当初予算編成時点の職員を基に積算しております。しかし、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、給料や手当支給に差がある職員で入れ替わりがありますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、具体的に款、項、目ごとに説明いたします。

予算書の31ページをお願いいたします。下の表になります。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費では、特別職1人、職員55人、会計年度任用職員10人分として1546万円を増額補正しております。増額理由としましては、人事異動による職員の1名増、給与改定による影響、これを合わせまして1372万9000円が主なものでございます。

次、目3・教育サポートセンター費では、職員3人、会計年度任用職員5人分として70万4000円を増額補正しております。増額理由としましては、給与改定による影響68万円が主なものでございます。

32ページをお願いします。

項2・小学校費、目1・学校管理費では、会計年度任用職員41人分として498万円を増額補正しております。増額理由は、給与改定による影響でございます。

次、目2・教育振興費では、会計年度任用職員73人分として467万8000円を増額補正しております。増額理由は、給与改定による影響でございます。

次、下の表、項3・中学校費、目1・学校管理費では、会計年度任用職員27人分として325万円を増額補正しております。増額理由は、給与改定による影響でございます。

目2・教育振興費では、会計年度任用職員59人分として270万4000円を増額補正しております。増額理由は、給与改定による影響でございます。

33ページをお願いします。

項4・特別支援学校費、目1・学校管理費では、会計年度任用職員1人分として12万7000円を増額補正しております。増額理由は、給与改定による影響でございます。

目2・教育振興費では、会計年度任用職員10人分として82万円を増額補正しております。増額理由は、給与改定による影響でございます。

次、下の表、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費では、職員26人、会計年度任用職員13人分として462万4000円を増額補正しております。増額理由としましては、給与改定による影響、人事異動による増、合わせまして468万4000円が主なものでございます。

34ページをお願いいたします。

項6・学校給食費、目1・学校給食費です。職員8人、会計年度任用職員19人分として215万円を増額補正しております。増額理由としましては、給与改定による影響、人事異動による増、合わせまして219万6000円が主なものでございます。

次、下の表になります。項7・社会教育費、目1・社会教育総務費では、職員9人分として1256万7000円を増額補正しております。増額の理由としましては、人事異動による増、給与改定による影響、退職による減額、合わせまして1218万9000円が主なものでございます。

目2・公民館費では、職員9人分として558万3000円を減額補正しております。減額理由としましては、人事異動による減、育休による不用額、合わせまして652万7000円の減が主なものでございます。

35ページをお願いします。

項7・社会教育費、目5・博物館費では、職員11人、会計年度任用職員4人分として232万5000円を増額補正しております。増額理由は、給与改定による影響、人事異動による増、共済組合負担金率改定による影響でございます。

以上が、人件費についての款、項、目ごとの補正内容でございます。

それでは、もう一つの補正事業、(仮称)新南部学校給食センター施設整備事業について御説明いたします。

予算書34ページにお戻りいただけますでし

ようか。

上の表、款9・教育費、項6・学校給食費、目1・学校給食費でございます。(仮称)新南部学校給食センター施設整備事業で1億2620万5000円を計上いたしております。

同事業につきましては、さきの6月定例会にて、不動産鑑定料、用地測量業務委託料の補正予算を議決いただいたところでございます。この不動産鑑定と用地測量に基づきまして、今回用地取得に必要な経費について補正をお願いするものでございます。

場所は、中北町を予定しております、10筆分で、公簿面積は1万844平方メートル、地権者の方は3名でございます。

現在、地権者の方々には、学校給食センター建設候補地として、八代市が購入したいと考えている旨お伝えし、内諾をいただいているところです。

予算書で、節ごとに金額を申し上げますと、節11・役務費、これは法務局手続用印紙代でございます5万円、節16・公有財産購入費——いわゆる用地取得費でございますが、1億2513万9000円、節21・補償、補填及び賠償金101万6000円、これは候補地にある工作物の移転補償金、それと、立会いに向いたりする場合など、就業できない損失に対する補償金でございます。

特定財源として地方債の市町村合併特例債1億1980万円を予定しております。

今回の候補地選定に当たっての留意事項といたしまして、約6000食を調理する建物に要する面積、また配送車両と職員約70人のための駐車場、これに加えて、調整池の設置も必要となりますことから、1万平方メートル程度のまとまった土地であること。また、学校給食は、調理から食べるまでを2時間以内でという制約がありますことから、幹線道路に近く、交通の便がよい場所であること。さらに、給食

センター施設は、用途としては工場扱いでございまして、住居専用地域や商業地域での建設はできないため、都市計画上の用途の確認も必要でございました。

このほか、水に関連して、給水では水質や水量確保について、また、排水においては、下水道の整備状況についてなどがあり、これらに留意して選定したものでございます。

また、本事業は、全額繰越明許費の設定も予定しております。その理由ですが、今回の補正予算について議決をいただきましたら、地権者の方々に金額を提示し、交渉いたします。

御了承いただいた場合、本案件は、面積が5000平方メートル以上の土地でありますことから、議会に付すべき案件となりまして、3月定例会に財産の取得についてとして、議案提案をすることになります。

3月定例会で承認をいただきましたら、地権者の方々と本契約を結び、所有権移転登記を行うこととなりますが、この登記手続に時間を要し、年度をまたぐ可能性があるためでございます。

以上が、教育部が所管します12月補正予算の内容でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 人件費の関係でお尋ねをします。

かなり会計年度任用職員さん、こういう採用していらっしゃるんですけど、冒頭の育児休業と、あと退職、この関係で補充をされた方というのは何名になるんですかね。

すみません、職員の方が育児休業で何名休業というような形を取られて、それに対して補充を何名されたのかということをお尋ねしたいと思います。

○人事課長補佐（元村純子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人事課の元村でございます。よろしくお願いたします。

すみません、市全体での育児休業等の人数を述べさせていただきたいと思っております。

育児休業、今年度ですね、24人いらっしゃいますので、その方の代替ということで、会計任用職員を任用しているケース——大体20人程度とお考えいただければなと思っております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） それでは、その任用職員さん——会計年度任用職員さんを271人から20人引いて250人程度は、一般業務の支援とか、そういった形で採用されているということで理解をしいですか。

○人事課長補佐（元村純子君） 教育部所管の会計年度任用職員なんですけれども、主に学校のほうで学校事務職員でしたり、日本語指導員さん、教育サポーターさん、そういった方を250人ほど任用しているというふうに考えていただいて大丈夫かと思えます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（堀口 晃君） 同じく人事の件なんですけど、先ほど次長のほうからお話がありました給料改定の目的という部分が、民間給与との均衡を図るためという部分が1つ、それと、この均衡を図るためということは、民間の給料とどのくらい違うのかというふうな部分で、それに合わせるということだろうと思うんで、その辺の合わせ方がどうなのかということが1つ。

それと、もう一つは、若年層に重点を置いての給料表を引き上げたというふうなことなので、どっからどこまでが、どういうふうな形で上がっているのかという部分を、ちょっとお聞

かせいただきたいなと思います。

○人事課長補佐（元村純子君） 今年の人事院勧告の内容でございますが、まず、月例給につきましては、今年の4月の時点で、国家公務員の月例給が、民間給与を3869円下回っていたということで、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行うというものでございます。

なお、月例給につきましては、人材確保の観点等、こういったことを踏まえまして、若年層に重点を置いて給料の引上げとなっております。

大体、若年層といいますと、給料表、市役所は7級まであるんですけども、1級、2級、主事の職員、例えば1級で大体5.2%の引上げ、2級の主事で2.5%の引上げ、3級の主任につきましては1.0%の引上げ、4級が0.4%の引上げ、5級以上につきましては0.3%の引上げとなっております。

金額で申しますと、大体1級の職に關しましては月額1万1000円、1万2000円ほどの引上げとなっております、5級以上でありますと、大体月額1100円ほどの引上げという内容となっております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。

民間給与、国家公務員の部分の3869円下回っているというようなことなんですけど、八代においてはどういうふうな感じで、今受け止められているかという部分を、ちょっとお聞かせいただけますか。もしくは、熊本県という部分。

○人事課長補佐（元村純子君） まず、国のほうが、国家公務員と民間給与の引上げが、先ほど申しあげましたように3869円の差があったということと、あと県内の民間の企業の状況を把握するために、熊本県ですね、人事委員会の勧告のほうも確認を行っております。

熊本県のほうがですね、民間給与より、県の職員の給与が3162円下回っていたということで、県のほうも国と同様に引上げの内容となっております。

八代市の場合なんですけれども、市職員の平均給与額を、国と熊本県と比較しますと、国でありますと、大体市の職員のほうが5万8000円ほど、平均給与額が少ないと。県との比較でも約1万3000円、市の職員が低いという状況となっておりますので、国と県の勧告の内容を踏まえまして、八代市のほうも、人材確保の観点から引上げを行うというふうに判断をしております。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） （仮称）新南部学校給食センターの施設が約1万平方メートルということで、調整池まで備えるということなんですけど、その具体的な内訳ってどのくらいになるのですか。調整池が何立米ぐらいの容量があつてということですね。

○教育政策課長（下津恵美君） 教育政策課の下津です。よろしく申し上げます。

調整池の平米、必要平米ということで、委員のほうから御質問がありましたけれども、今現在、そちらの必要平米などを計算をしている段階でございます、現在の段階では、まだお答えができない状況です。

以上、お答えとします。

○委員長（成松由紀夫君） 調査中ちゅうことですね。よろしいですか。ほかに。

○委員（堀口 晃君） 文教福祉委員会に入っておりますね、まだ、ままならないという状況があるんで、6月定例会であつたりとかという部分の中においては、なかなか見えてこない部分があつて、そもそも論なんですけど、もうちょっと教えていただきたいという部分がありまして、

この給食センターの施設整備計画という部分、ここについて、ちょっと教えていただきたいなと思うんですけども、ちまたの話では、何か2か所造るといふような部分のお話も聞いてますし、それがどのくらいぐらいの大きさなのかというのを、ちょっと把握してなかった部分もありますんで、そもそも論なんですけども、その給食センターの整備計画という部分を、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っております。

○委員長（成松由紀夫君） 堀口委員、それ個別案件じゃなくて、ここで聞くんですか。

○委員（堀口 晃君） もちろんそうですよ、はい。

○委員長（成松由紀夫君） 知識的なところでお願いします。

○教育政策課長（下津恵美君） 教育政策課、下津です。

令和5年3月に、八代市学校給食施設基本計画を策定いたしました。その中で、八代市の学校給食施設が、現在14施設ありまして、そのうち8か所が築30年以上経過しております。

また、学校給食衛生管理基準に適合していない給食施設が、調理場が9か所ございまして、作業方法の工夫など、運用により、現在は対応している状況ということです。

今後、学校給食施設を取り巻く現状といたしまして、施設の老朽化、また、将来の児童・生徒数の減少なども検討いたしまして、給食施設を統合していくことにいたしました。

現在の14の給食施設のうち、一番遠方にございます泉第八小の給食施設は、配送に支障がありますので、そのまま継続、あと、泉小・中学校の給食に関しましては、現在、東陽の給食センターから配送しております、そちらも配送の時間等を考慮いたしまして、そのまま継続といたしまして、残りの12の施設をどう統合していくかということを検討しました。

それで、北部と南部に1つずつ給食センターを建設するというところで計画しております、まず南部のほうに、現在6000食を調理できる給食施設の建設を予定しております。

なぜ南部からといいますと、一番古い施設が、代陽小学校の給食調理場が、もう築60年たっております、こちらのほうを早急に進めていけないといけないということで、南部から着手いたしまして、今予定では、令和9年の2学期から運用開始ということで計画をしております。

その後、北部の地域の給食センター、こちらが大体、計画では2500食程度ということで計画しております、現在その計画に沿って進めている状況でございます。

以上、お答えとします。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。ありがとうございます。

そこでですね、今回の部分の用地取得についての場所については、なかなか教えていただけないという部分がございますけど、今御質問したようにですね、北部と南部に造るということで、全部で8500食というふうな部分でよろしいかなと思いますけども、その中において、もう既に業者とか、いろんな方々に、もうこのくらいぐらいかかりますよとか、この辺の土地ですよ、なんていうふうな部分は、もう既に言っていて、もう建築費まである程度概算でお話をされている機会がございましたか。

○教育政策課長（下津恵美君） 教育政策課、下津です。

現在の、まず建設の土地の部分についてですけども、今日の説明でもございましたように、個人情報にも関わる部分ですので、細かいところは、業者さんのほうにも、もちろん伝えてはおりません、現在は南部地域ということで、計画のほうでは、金剛から植柳、麦島辺りの土地ということで、こちらを選定いたしま

したのも、配送の時間とか、交通の利便性だったりというのを考えての選定になっております。具体的な土地がここですということは伝えてはなりません。

あと、概算事業費につきましても、こちらの基本計画のほうで、2施設合わせて、これは昨年度の段階になりますが、2施設合わせて施設整備費50億円ということで出しておりますが、これ以上のことは、特に申し伝えてはおりませんで、現在、アドバイザーの業者さんと一緒にですね、モデルプランを作成しておりますので、そちらで具体的に建設事業費を計算していくということで、今年度の末には、その事業費をしっかりといたしまして、DB事業者の公募を行っていく予定としております。

○委員（堀口 晃君） あとの詳しいことについてはですね、ちょっと個別に聞かせていただきたいと思っております。

○教育政策課長（下津恵美君） 失礼いたします。

先ほど、概算事業費が出るのが来年度の末と申しましたが、今年度の末に、大体モデルプランとして概算事業費が出る予定でございます。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

○委員長（成松由紀夫君） あとは個別でお尋ねがあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） 関連で、給食センターの関連になるんですけど、この用地取得費1億2513万9000円ということで計上してありますけども、これ、坪単価にすると、大体お幾らになるんですか。

○教育政策課長（下津恵美君） 失礼いたします。

坪単価ということでの御質問ですけれども、こちらの土地がですね、南部幹線が、今計画さ

れております。そちらの近隣の土地ということになりまして、大体、道路に面しているところと、ちょっと離れているところで、ちょっと差はございますが、1万500円から1万5600円ぐらいの単価になっております。（「平米」と呼ぶ者あり）

1平米当たり1万500円から1万5600円程度になっております。

以上、お答えとします。

○委員（大倉裕一君） 坪単価ということでお尋ねしましたので、よければ、そこまで配慮していただければというふうに思ったんですけども、それはもう帰ってからあれしますが、相場は大体、この金額ぐらいということで理解してよろしいんですか。

○教育政策課長（下津恵美君） 失礼します。

不動産鑑定を実施いたしまして、一応この金額を算定していただいております。

○委員長（成松由紀夫君） 大倉委員の理解でよろしいでしょうか。

○教育政策課長（下津恵美君） はい。

○委員（大倉裕一君） 委員長が言ってもらったけん、よかです。

○委員長（成松由紀夫君） よかですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） （仮称）新南部学校給食センターのこれからの運用については、これからだとは思いますが、大分前に話しましたが、今まで納入していた業者などもですね、しっかり利用、活用もして、児童・生徒の健康にも十分配慮した食材等の手配をお願いします。よろしく願いします。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。

以上で、第9款・教育費についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため小会します。

（午前10時34分 小会）

（午前10時35分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明を願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（福本桂三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の福本です。

それでは、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号、第3款・民生費及び第4款・衛生費の健康福祉部所管につきまして御審議よろしくをお願いいたします。

説明につきましては、健康福祉部、田中次長が行います。よろしくをお願いいたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（田中かおり君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部、田中でございます。よろしくをお願いいたします。失礼して、着座にて説明いたします。

それでは、健康福祉部所管分の補正予算について説明いたします。

議案第99号・八代市一般会計補正予算書・第8号を御覧ください。

なお、今回の補正予算における人件費の補正内容につきましては、先ほど、教育費と同様、人事院勧告に伴う給与改定分と人事異動等の影響による人件費の増減額を補正するものでございます。

それでは、補正予算書の3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出です。

款3・民生費、項1・社会福祉費から256

万3000円を減額し、補正後の予算額を124億935万6000円とし、また、項2・児童福祉費に5109万2000円を追加し、補正後の予算額を97億829万9000円とし、項3・生活保護費に1378万4000円を追加し、補正後の予算額を31億3392万5000円としまして、民生費の総額は、3つ上になりますが、252億5264万2000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費に、補正額431万1000円を追加し、補正後の予算額は22億863万3000円とし、衛生費の総額は、1つ上になりますが、47億3900万8000円としております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

歳出の主な内容を説明いたします。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費です。まず、職員12人分、会計年度任用職員1人分の人件費の補正として1345万7000円を減額しております。減額の理由といたしましては、人事異動による影響が主なものです。

次に、特別会計繰出金事業（後期高齢）に伴う繰出金として324万7000円を計上しております。これは、全額後期高齢者医療特別会計への人件費補正分の繰出金です。

また、特別会計繰出金事業（介護）に伴う繰出金として1543万7000円を計上しております。これは、介護保険特別会計への人件費補正分の繰出金1296万2000円及び令和6年度の介護保険制度改正による介護保険料の所得段階の変更に対応するためのシステム改修経費の繰出金247万5000円です。

次に、目2・老人福祉対策費で、職員6人分の人件費の補正として511万6000円を減額しております。減額の理由といたしましては、人事異動による影響が主なものです。

次に、目4・障害福祉対策費で、職員23人分、会計年度任用職員6人分の人件費の補正として565万4000円を減額しております。減額の理由といたしましては、人事異動による影響が主なものです。

次に、目5・国民年金費で、職員5人分の人件費の補正として295万円を増額しております。増額の理由といたしましては、人事異動による影響が主なものです。

次に、23ページ上段、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費です。まず、職員25人分、会計年度任用職員8人分の人件費の補正として2400万7000円を増額しております。増額の理由といたしましては、人事異動による影響が主なものです。

次に、放課後子ども環境整備事業に伴う工事請負費等として、595万6000円を計上しております。これは、現在、千丁校区においては、児童クラブが校区に1つだけであり、利用できない児童や校区外のクラブを利用している児童がいることから、来年度、八代市公民館別館1階に1クラブを創設するための施設整備を行うものです。

なお、特定財源として、3分の1の国庫支出金及び県支出金を予定しております。

次に、出産・子育て応援事業に伴う負担金補助及び交付金として1650万円を計上しております。これは、妊婦・子育て家庭の不安解消や、経済的支援に係る妊娠届出時及び出産後の面談後に各5万円を給付する事業において、昨年4月1日から本年2月14日までの遡及給付対象者の申請期限が5月14日までであったため、本年4月以降に申請に至った延べ330人分の給付費が不足することから補正するものです。

なお、特定財源として、国庫支出金3分の2、県支出金6分の1を予定しております。

次に、目3・保育所費です。職員79人分、

会計年度任用職員50人分の人件費の補正として462万9000円を増額しております。増額の理由といたしましては、給与改定による影響が主なものです。

次に、下段の表、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費です。職員27人分、会計年度任用職員5人分の人件費の補正として1378万4000円を増額しております。増額の理由といたしましては、人事異動による影響が主なものです。

続きまして、24ページの上段の表です。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費です。まず、職員39人分、会計年度任用職員12人分の人件費の補正として306万円を増額しております。増額の理由といたしましては、給与改定による影響が主なものです。

次に、特別会計繰出金事業（診療所）に伴う繰出金として28万1000円を計上しております。これは、診療所特別会計への人件費補正分の繰出金です。

以上が、健康福祉部所管の補正予算の説明となります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） 出産・子育て応援事業について、今回、令和4年度の対象者分が不足するというふうなところでの補正というふうなことになるんですが、令和4年度についてですね、出産、もしくはその妊婦という部分についての計算方法というか、ここで不足するようなことがないような形でですね、予算組みをするべきだったんじゃないかなと思うんですけども、その辺の算定基準というのは、どのような形で数値を出されたんでしょうか、お聞かせください。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター

所長兼務）（森田克彦君） 健康推進課、森田です。

出産・子育て応援給付金につきまして、令和4年度に対象となる方については、令和4年度の補正予算で計上しております、申請が令和5年度になるものについては、予算を繰り越しで対応する予定ではございましたが、県の方針で繰越しをしないこととなりまして、そのため、令和5年度の当初予算の計上に間に合わず、今回、補正予算として提案をさせていただいているものです。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。県の方針ということですね。

ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 千丁町の、八代市公民館内に放課後児童クラブをつくられるということなんですけども、この運営主体のところは、特に、今までされてはなかったということですかね。初めてのところですか。ほかのほうでもしていたところはあるんですか。

○こども未来課長（橋口伸一君） こども未来課の橋口でございます。

委員御質問のですね、今度の放課後児童クラブにつきましてですが、同じ公民館別館のほうの2階のほうに、同千丁いぐさっこ児童クラブさんのほうが、今現在クラブのほうを運営されております。

第2クラブにつきましては、また増設をいたしまして、新たに、こちらのほうということに考えております。

○委員（堀口 晃君） 私も聞こうと思ったんですけども、何人ぐらいいらっしゃって、そこに何人ぐらい、そのいぐさっこ児童クラブの方が通っていらっしゃるのか、そこをちょっとお聞かせください。

○こども未来課長（橋口伸一君） 委員御質問の、今現在クラブに通っていらっしゃる児童の

数は46名となっております。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） この放課後児童クラブですけど、八代市で、まだ未設置の校区というのはどのくらいあるんですか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 委員御質問の今現在未設置の小学校区でございますが、郡築、昭和、泉、泉第八小の4つの校区となっております。

○委員（大倉裕一君） 見通しはどんな感じでしょう。

○こども未来課長（橋口伸一君） 未設置の校区につきましては、ニーズ等や地域の声あたりを調査いたしまして、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時49分 小会）

(午前10時49分 本会)

◎議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号(関係分)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明を願います。

○健康福祉部長(福祉事務所長兼務)(福本桂三君) それでは、議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号、健康福祉部所管分の審議についてよろしくお願ひします。

説明につきましては、健康福祉部、田中次長が行います。

○健康福祉部次長(福祉事務所次長兼務)(田中かおり君) 健康福祉部、田中でございます。よろしくお願ひします。着座にて説明いたします。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○健康福祉部次長(福祉事務所次長兼務)(田中かおり君) それでは、健康福祉部所管分の補正予算について説明いたします。

議案第125号・八代市一般会計補正予算書・第9号を御覧ください。

今回の補正予算の内容につきましては、先般、国において物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金が追加されたことから、本市の事業実施に要する経費について補正するものでございます。

それでは、補正予算書の2ページ、第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出をお願いいたします。

款3・民生費、項1・社会福祉費に13億992万6000円を追加し、補正後の予算額を137億1928万2000円とし、また、項

2・児童福祉費に918万4000円を追加し、補正後の予算額を97億1748万3000円とし、民生費の総額は、2つ上になりますが、265億7175万2000円としております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出の主な内容を説明いたします。

下段の表の款3・民生費、項1・社会福祉費、目6・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費で、補正額13億992万6000円を計上しております。これは、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり7万円の給付金を支給することにより負担の軽減を図るものです。

支給対象者は、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯及び予期せず収入が急変し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯です。

なお、前回3万円の支給対象となった課税者に扶養されている方だけの世帯については、今回の支給対象とはなりません。

支出のうち主なものは、給付金の給付費のほか、会計年度任用職員報酬や時間外勤務に対する職員手当等の人件費、及び通知書発送の郵便料等の役務費やシステム改修のための委託料などの事務費です。

なお、給付費は給付対象世帯を1万8500世帯と見込んで計上いたしております。

特定財源として、全額国庫支出金を予定しております。

続きまして、9ページの上段の表、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費です。放課後児童クラブ等物価高騰対策支援金支給事業(重点交付金)に伴う負担金補助及び交付金として76万2000円を計上しています。

この事業は、電力・ガス等の光熱水費が高騰する中で、安定した事業運営を維持できるよう

放課後児童クラブや子育て支援センターを支援するものです。

対象施設といたしましては、市内の放課後児童クラブ34施設、また、私立の子育て支援センター5施設です。

放課後児童クラブへの支援額は、利用者数に応じて6800円から4万800円まで、段階的に設定しております。

また、子育て支援センターへの支援額は、1施設当たり7650円を設定しています。

なお、特定財源として、事業費の全額について国庫支出金を予定しております。

また、事業の対象期間が今年10月から来年3月までであることから、年度内の実績報告が困難となるため、全額を翌年度へ繰り越すこととしております。

次に、目3・保育所費です。保育所等食材費高騰支援事業（重点交付金）に伴う負担金補助及び交付金に410万1000円を計上しております。これは、食料品等の価格高騰の影響を受け、保育所等において、これまでと同様に質が確保された給食を子供たちに提供するため、保護者に対して負担増を求めることなく、食材費の値上がり相当分を市が保育所等に補助するものです。

補助対象は、市内の給食を提供する私立保育所、認定こども園、認可外保育施設等58施設で、対象児童数を4068人と見込んでおります。

補助額は、現在の給食材料費を上回る価格高騰分、児童1人当たり月額336円を上限とし、前回から引き続きの来年1月から3月までの3か月分で算定しております。

なお、特定財源として、全額国庫支出金を予定しております。

また、年度内の実績報告が困難であるため、全額を翌年度へ繰り越すこととしております。

次に、保育所等物価高騰対策支援金支給事業

（重点交付金）に伴う負担金補助及び交付金に432万1000円を計上しております。これは、先ほど説明しました放課後児童クラブ等と同様に、保育所等事業者に対し、事業の安定的な運営を支援するために支給するものです。

対象施設としましては、市内の私立保育所や認定こども園等52施設で、支援額は利用者数に応じて1万7000円から10万2000円を設定しております。

なお、特定財源として、事業費の全額について県支出金を予定しております。

また、事業の対象期間が今年10月から来年3月までであることから、年度内の実績報告が困難となるため、全額を翌年度へ繰り越すこととしております。

以上が、健康福祉部所管の補正予算の説明となります。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） よく市民の方から相談、質問を受けているのがですね、この電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の、いわゆる非課税世帯の7万円ですが、いつ頃になるのかちゅうのが、会うたんびに聞かれるので、何かそういうのがあれば教えていただきたいんです。

○障がい者支援課長補佐（重点支援給付金事業推進室長兼務）（吉村紀美子君） 重点支援給付金事業推進室の吉村です。よろしくお願ひします。

今お尋ねのございました今後のスケジュールでございしますが、対象世帯が異なっていることもありまして、確認作業を必要としております。

現在、できる作業は進めておりますけれども、年内に通知を作成いたしまして、年明け直ちに発送をし、その後月末、大体1月中には支

給ができるようなスケジュールで、今考えております。

○委員（橋本隆一君） ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 今の項目で、委託費でシステム改修委託というのが入っているんですけど、具体的にどういうふうな改修をされるのかなと思います。

○障がい者支援課長補佐（重点支援給付金事業推進室長兼務）（吉村紀美子君） 支給に当たっては、3万円のときもそうでしたが、RKKのシステムを採用しております。

ただ、今回7万円の支給につきましても、システムを同じように使うわけですが、基準日が異なるという点、あと、対象者も若干異なるという点もございしますので、前の支給の3万円の支給システムをそのまま使うことはできず、そこに改修作業が必ず入ってまいります。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） それはもう独自のシステムで、自分たち市の職員で、いろいろ設定を変えて抽出したりというのはできないことになっているんですかね。

○障がい者支援課長補佐（重点支援給付金事業推進室長兼務）（吉村紀美子君） 八代市につきましても、やはり対象世帯数が多いございしますので、エクセル等の管理等が非常に困難でございます。

あと、二重給付を防止するためにも、一度給付した世帯を確実に、2度給付にしないようなシステムが必要になりますので、システムのほうを活用させていただいています。

なお、14市につきましても、ほとんど全部、いずれかのシステムを活用をしているところでは。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに。

○委員（大倉裕一君） すみません、6月にもですね、同じように、この物価高騰対策の支援が行われたというふうに思ってますが、今回見ていると、保育所関係はあるんですけども、介護施設関係の支援がないような、ないと受け止めているんですけど、その理由は何でなんですか、対象とならなかった理由。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（福本柱三君） 重点交付金の推奨メニューの予算額としまして、前回の分につきましては4億5000万程度予算がありました。今回につきましては3億2000万の予算額で、1億3000万の減額の予算の中でですね、交付の予算の中で、市全体の事業の優先順位をつける中でですね、今回の介護関係とか、障害関係の予算が、計上までに至らなかったという部分で聞いております。

それと、この高齢者障害福祉サービスの事業所の支援金につきましては、県が直接事業所に支給している分もありまして、そういう部分を勘案して、今回、予算計上にならなかったということ聞いております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） 県の流れですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、
本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

(午前11時02分 小会)

(午前11時03分 本会)

◎議案第100号・令和5年度八代市国民健康
保険特別会計補正予算・第2号

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、議案第100号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長(早川孝幸君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 国保ねんきん課の早川でございます。よろしく願いいたします。それでは、着座しまして、説明のほうをさせていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○国保ねんきん課長(早川孝幸君) 議案第100号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条において、債務負担行為の追加を行っております。

2ページ目をお願いいたします。

第1表、債務負担行為の補正の表でございます。

1項目めの診療報酬明細書点検整備等業務委託は、医療機関から、熊本県国民健康保険団体連合会を通して請求される診療報酬明細書の点検委託に係る経費で、期間を令和5年度から令和6年度とし、限度額を各点検項目の単価に取扱い件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を加算した額としております。

次の国民健康保険証作成経費は、保険証の印

刷に係る経費で、期間を令和5年度から令和6年度とし、限度額を319万円としております。

いずれも令和6年度当初から履行を開始するもので、予算執行の事前準備として、新年度開始前に契約締結を行う必要がありますので、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上で、議案第100号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(成松由紀夫君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(橋本徳一郎君) 診療報酬明細書の点検委託ですけど、今レセプトで何件ぐらいあって、そのうちの査定額というのはどのくらいあるのか分かりますか。

○国保ねんきん課医療給付係長(山田 卓君) 医療給付係長の山田と申します。

委員お尋ねのレセプトの、まず件数につきましては、大体年間52万件ほどレセプトというか——診療報酬明細書ですね、が来ます。それを点検をするという形になっております。(委員橋本徳一郎君「査定額」と呼ぶ)

査定額につきましてはですね、令和4年度の実績でいきますと、実際、効果額としまして、約1500万程度の削減額が出ております。

以上です。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。
ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員(橋本徳一郎君) 国民健康保険証の作成経費が入っていますが、政府発表では、来年度までみたいな形になっていますが、ぜひそ

れ以降もですね、市として独自でも検討していただきたいと思います。お願いします。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第100号・令和5年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第101号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 続きまして、第101号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号について、説明のほうさせていただきます。着座の下、説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） それでは、今回の補正予算における人件費の補正内容につきましては、先ほどの民生費等と同様、人事院勧告に伴う給与改定分と人事異動や育児休業などに伴う給料、諸手当の増減などの影響により人件費の増減額を補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額に、歳

入歳出それぞれ324万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5958万7000円としております。

2ページ目をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で311万8000円を増額補正し、補正後の予算額を7683万6000円とし、項2・徴収費で12万9000円を増額し、補正後の予算を769万1000円としております。

また、上の表、歳入につきましては、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金で、歳出と同額の324万7000円を増額し、補正後の予算額を6億9514万7000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明いたします。

5ページ目をお願いいたします。

中段の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費において、職員9人分の補正として、給料、職員手当など共済費を合わせて311万8000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動に伴う給料、諸手当の増加や給与改定における給料などの増加が主なものでございます。

続きまして、下段の表、款1・総務費、項2・徴収費、目1・徴収費において、会計年度任用職員1名分の補正として、報酬、職員手当など共済費を合わせて12万9000円を増額しております。増額の理由としましては、給与改定による報酬などの増加が主なものでございます。

また、歳入につきましては、上の表の款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・事務費繰入金に、歳出と同額の324万7000円の増額を計上しております。

以上で、議案第101号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号の説

明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第101号・令和5年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前11時11分 小会）

（午前11時12分 本会）

◎議案第102号・令和5年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第102号・令和5年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○介護保険課長（草西亮介君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）介護保険課の草西と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、座りまして説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○介護保険課長（草西亮介君） それでは、議案第102号・令和5年度八代市介護保険特別

会計補正予算・第1号を使いまして御説明をさせていただきます。

なお、人件費につきましては、ほかの特別会計と同様に、人事院勧告の影響による増減額を補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億8222万7000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ149億9761万2000円としております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で1645万9000円を追加し、補正後の予算額を2億2325万円とし、また、項3・介護認定費に136万6000円を追加し、補正後の予算額を1億3617万円とし、款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活総合支援事業費で8万7000円を追加し、補正後の予算額を3億1491万2000円とし、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金で1億6431万5000円を追加し、補正後の予算額を1億6845万4000円としております。

また、上段の表、歳入につきましては、款5・国庫支出金、項2・国庫補助金で247万5000円を追加し、補正後の予算額を12億5971万7000円とし、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金で1543万7000円を追加し、補正後の予算額を24億3168万4000円とし、款9・繰越金、項1・繰越金で1億6431万5000円を追加し、補正後の予算額を1億6431万6000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

まず、上段の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費におきまして、職員32名分と、会計年度任用職員1名分の人件費関係として、報酬、給料、職員手当等、共済費を、また事務関係として、介護保険システム改修委託料の計1645万9000円を追加しております。

追加の理由は、人事異動及び職員、会計年度任用職員の給与改定等に伴う報酬、給料、職員手当等の増額と、令和6年度からの介護保険制度改正に伴いまして、介護保険料の所得段階の標準が9段階から13段階に変更が予定されておりますことなどから、本市で使用しております介護保険システムの改修を行うための経費でございます。

続きまして、下段の表、款1・総務費、項3・介護認定費、目2・認定調査費、及び次の7ページ上段の表の、款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費、目2・一般介護予防事業費においては、会計年度任用職員の給与改定に伴う報酬、職員手当等を増額するものでございます。

続きまして、7ページ下段の表、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金及び還付加算金に1億6431万5000円を計上しております。これは、国県等償還金事業におきまして、過年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となりました負担金及び交付金について、国及び県へ返還するものでございます。

歳入につきましては、5ページをお願いいたします。

款5・国庫支出金、項2・国庫補助金、目6・介護保険特別補助金の247万5000円は、歳出で御説明いたしましたシステム改修に伴う費用の2分の1の補助金でございます。

次の第8款・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金の1543万700

0円は、こちらも歳出で御説明いたしました人件費関係分の1296万2000円と、システム改修に伴う市の事務負担分の247万5000円でございます。

次の第9款・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金の1億6431万5000円は、歳出で御説明いたしました国、県への返還金の財源として計上したものでございます。

以上で、議案第102号・令和5年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、償還金の返還ですよね。1億6000万、非常にちょっと大きいなあというふうな思いを持っているんですけども、なぜこういったことが発生したんでしょうか。

○介護保険課長（草西亮介君） この償還金が発生した理由ということでございます。

この仕組みといたしますと、令和4年度の負担金の交付申請時、当初ですけれども、予算額のほうで計上を、申請をいたしておりましたけれども、結果的には実績報告で、かなりこう、介護給付費の決算額が少なくなったというものでございます。

その理由としまして、介護給付費の支出が少なかったということなんですけれども、それが、やはり新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、介護サービスの利用控えとか、事業所の休止とかが、昨年6月から9月頃が多かったという状況もございまして、そこで差が出てしまったというところが、主な理由でございます。

○委員（大倉裕一君） 結果として、こういった返還金を返すわけですけど、この介護保険料

とか、そういったところへの影響というのはないんですか。

○介護保険課長（草西亮介君） この分につきましては、繰越金で返すということになりますので、令和4年度からの繰越金が、今ございますので、その分から返してまいりますので、介護保険料額には影響はございません。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第102号・令和5年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前11時20分 小会）

（午前11時21分 本会）

◎議案第106号・令和5年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第106号・令和5年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の石本です。よろしくお願いたします。恐れ入りますが、着座にて失礼させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） それでは、議案第106号・令和5年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号につきまして御説明いたします。

なお、今回の補正予算における人件費につきましては、ほかの特別会計と同様の影響による増減額を補正するものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6832万6000円といたしております。

また、第2条で債務負担行為の設定を行うことといたしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で、先ほどの補正額28万1000円を追加し、補正後の総額を6696万5000円としております。

また、上段の表の歳入につきましては、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金で、歳出と同額の28万1000円を追加し、補正後の総額を2701万9000円といたしております。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為で、椎原診療所医療事務業務委託に要する費用につきまして、来年度にかけ、限度額を80万円として債務負担行為を設定いたしております。これは、泉町にございます椎原診療所において、保険診療報酬の請求と診療報酬明細書の点検に係る医療事務を民間業者に委託しておりますが、令和6年度予算で契約するに当たり、4月1日の事業開始前に、契約相手方の決定等の事前準備が必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

限度額につきましては、単価契約となりますことから、1件当たりの単価に件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を80万円と見積り、限度額といたしております。

それでは、歳出予算の具体的内容について御説明いたします。

ページ飛びまして、6ページをお願いいたします。

下段の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で、椎原診療所の会計年度任用職員、看護師2人分の補正としまして、給料、職員手当等、共済費を合わせまして28万1000円を増額いたしております。増額の理由としましては、給与改定によるものでございます。

なお、歳入につきましては、同じく6ページの上段の表、款4・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金で、歳出と同額の28万1000円を計上いたしております。

以上で、議案第106号・令和5年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号についての御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第106号・令和5年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、

本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前11時26分 小会）

（午前11時26分 本会）

◎議案第127号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第127号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 国保ねんきん課の早川でございます。

議案第127号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。着座にて説明のほうさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 議案書は、市議会12月定例会議案その2の5ページからとなります。

また説明は、右肩に、令和5年12月13日、文教福祉委員会、議案第127号資料1及び2、国保ねんきん課と表示した資料を用いて説明いたします。

初めに、議案書5ページを御覧ください。

提案理由に記載しておりますとおり、国が発出した条例参考例に基づき、条例を改正するものでございますが、今回の改正は、さきの市議会9月定例会におきまして、令和6年1月から施行される出産被保険者に係る保険税の減額のために制定いたしました八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、今般、国から発出されました条文修正の通知に基づき、その改正条例の一部を改正するものでございます。

さきの改正条例も、国から示されました例に

基づき作成しておりましたが、その例が修正されましたため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、資料2の新旧対照表を御覧ください。

表の右側が、さきに制定した条文でございます。左側が今回の改正となります。

さきの改正条例では、国保税の均等割額について、低所得世帯の減額対象となった場合のその現額の区分ごとの出産被保険者に対する、減ずる金額のほうを明示したものでございました。

国保税は、年度ごとの国保世帯の所得によって賦課するため、年度所得の増減によって、年度ごとに保険税の賦課額が変わることもあります。

出産の時期によっては、減額の期間が2か年度にまたがる場合もあり、金額を明示していることにより、対象世帯の誤解を生むことが懸念されます。

また、国保税の均等割額（基本課税額）が変更された場合には、その都度、減じる金額の記載も変更しなければならないといった条例整備の課題も生じます。

このような理由から、具体的な金額を表示せずに、算定の手順のみを表示する記載方法に改められたものでございまして、内容については、何も変更のほうはございません。

それとともに、一部の文言について、必要な修正のほうを行っております。

また、本案件が、県を通じ国からの連絡が市に届きましたのが11月27日であったため、追加提案とさせていただきます。

なお、施行期日は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の

部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第127号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室をお願いいたします。

（執行部 退席）

◎陳情第4号・熊本労災病院の産科継続を求めることについて

○委員長（成松由紀夫君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認を願います。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、継続審査及び新規の陳情2件でございます。

それでは、陳情第4号・熊本労災病院の産科継続を求めることについてを議題といたします。

要旨は、文書表のとおりでございます。

本陳情について、御意見等ございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 一般質問でも取り上げさせてもらいましたが、安心して産める体制を、来年度4月以降もですね、体制を取っ

ていただきたいというふうな意味での陳情だと思しますので、ぜひ採決、採択をお願いしたいと思えます。

○委員長（成松由紀夫君） 採択ですか。採択ですね、採決じゃなくて。

○委員（橋本徳一郎君） 採択ですね。

○委員長（成松由紀夫君） 今、採択の御意見が出ておりますが、ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） この話、出た後に、新聞で、熊本労災病院のほうからは、これが何か、やめるちゅう話だったけども、熊本総合病院が何か、できるみたいな話を聞いたので、八代の中に、これに対するあれですね、何ちゅうたっけ、これは。出産のときのあれだから、それが八代市にできれば、場所はどこであれ、できれば、それでいいのかなという気は、私はするんですけどね。あとは県のほうだから、あまり口出しはできないのかなと、行政の上級官庁に対して。県がやっているから、市がいちいちいちいち口出しすると、かえっておかしな状況になりませんかと思えますので、その点は、採択はちょっとできないのかなと。

どちらかといえば、それはもう県にお任せしたほうがいいと思えますので、私としては、審議未了がいいのかなというふうに思えます。

○委員（橋本徳一郎君） 報道等ではですね、確かに熊本総合病院のほうで産科の開設、来年度から小児科を開設するというふうなことが、報道はされていますけども、熊本労災病院の体制がそのまま維持できるかどうかというところでは、また別のことでもんね。

周産期医療でのハイリスク——帝王切開も含めてですけど、そういった妊婦さんに対して緊急に対応できるかどうかという、4月にすぐできないというふうなことで、一般質問で論じつつもりです。

その後、熊本市内の産科病院のほうにお願いするというふうな方針も出てますけども、具体

的に現状でも、熊本市から労災病院に移すという事の事例も出てます。

県自体も、受入れ体制が非常に少ないという中で、さらに県南の人吉市、球磨も含めてですね、ハイリスクの妊婦を受け入れている労災病院の体制がなくなるというのは、非常に県の出産体制に対して、特に県南の出産体制にして大きな影響があるということですね、4月以降も現状の労災病院と同じような体制を継続するという事で訴えられています。

さらに、課題としては、労災病院については医師の確保、総合病院については、そのチームを維持する、チームを今から育成するということで、非常に困難性があるという意味で、この医師の派遣をお願いしたいというふうなことの要旨というふうに理解していますので、どちらが早いかということ……

○委員長（成松由紀夫君） 橋本徳一郎委員、簡潔によろしいですか。採択でしょう。

○委員（橋本徳一郎君） ということの理由をですね、ちょっと今述べさせていただきました。

○委員長（成松由紀夫君） ただいま採択と審議未了が競合しております。橋本徳一郎委員の、また思いは思いで、採択の思い、それと、今増田委員から出ているのは、県の管轄の話であって、熊本総合病院、熊本労災病院、そういう意見が割れるのはどうかというので、審議未了ということになっておりますが、ほかに、その他でございませんか。採択と審議未了。（委員大倉裕一君「採択と審議未了」と呼ぶ）

採択、審議未了が、今、意見が出てますが、そのほかありますか。（委員大倉裕一君「ほかじゃなかつですけど、よかですか」と呼ぶ）

○委員（大倉裕一君） 増田委員がおっしゃることも分からんじゃありません。だけど、ここに、やっぱり巻き込まれてしまっているというのが、八代市民の妊婦さんとか、その家族だと

いうふうに思うんですよ。ということをするれば、八代市としても、やはり県のほうに働きかけるといことは、やることは当然やっていいんではないかなというふうに、私は思っているところです。

ですので、八代市も子育てをですね、重点を置いて取組をしているということを前提にすれば、こういった出産の部分から、安心して産み育てられる環境をつくってほしいと、私も思っていますので、そういった面では、今熊本県の保健医療計画にあるのが、熊本労災病院が周産期医療を担うという形になっていますので、そういった面からは、採択してもいいのではないかなというふうに、私は思っているところです。

○委員長（成松由紀夫君） 大倉委員は採択ということであります。

医師の派遣等々も含めて、増田委員が言われているのは、拒むものではないが、あくまで県の管轄というようなお話でもありましたので。

○委員（増田一喜君） 八代市に、この産後ケアのほうのですね、出産した後の対応に、そういう病院が必要というのは分かるんですよ。ただ、今までは熊本労災病院が請け負ってきたのでしょけれども、新聞なんか見ると、熊大のほうから医師派遣が、何かもう中止された。その代わり、熊本総合病院のほうに医師派遣があるという、その中で、結局総合病院に医師が派遣されるかもしれないのに、労災病院、労災病院といったら、今度はその話が壊れて、八代市自体に、両方とも潰れてしまうようなね、話が潰れてしまうような状態になっては困ると、私は思うんですよ。それよりも早く整備ちゅうかね、その整備ができるようにしていただきたいと思う。

できれば、県のほうに、早くそれを決定していただきたいというふうをお願いしたほうが、かえって効果があるのかなということで、この陳情書ではですね、熊大病院に働きかけてくれ

というふうに、ちょっと書いてあるみたい、そういうふうに取りれるんですけどね。それは、市としては、もうちょっと県に対しての越権行為じゃないかなと考えますから、市のほうは、それを控えたほうがいいと、私は思いますので、やっぱり審議未了ですね、そういうふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、審議未了を求める意見と、採択を求める意見がありますので、まず、審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 可否同数であります。

よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本陳情を裁決いたします。

本陳情について、委員長は審議未了とすることに裁決いたします。

◎陳情第6号・学校給食の無料化を進め、地場産食材はもとより安心・安全な食材を使用して子どもたちの成長を保障することを求めることについて

○委員長（成松由紀夫君） 次に、陳情第6号・学校給食の無料化を進め、地場産食材はもとより安心・安全な食材を使用して子どもたちの成長を保障することを求めることについてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（成松由紀夫君） 本陳情について、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 全国です、無償化実施、あるいはその方針を持っている自治体というのが、昨年の7月現在で、たしか89%ほどあるというふうに聞いております。

もう本市としてもですね、その方針を持つという意味でも、これを採択していただけたらなと思っております。

○委員長（成松由紀夫君） 採択の御意見でございます。

ほかにございませんか。

○委員（橋本隆一君） 気持ち的にはですね、本当に無償化という方向が大事かなと、今思いますが、ただ、それを、これから審議をずっと続けながらですね、本市に合った形で、今減額措置もされておりますし、そういった状況を見ながら進めていくべきであって、いろんな状況を見たり、ほかのいろんな関係機関等の情報を仕入れながら、この無償化について検討すべきだと思います。

将来的には、やはり全国的な流れですので、これを検討していく、いかないということは、八代市でも考えてないみたいなので、やっぱり検討されていくと思いますので、その検討の状況をちょっと見守りながら、やっぱり自分たちも考えていったほうがいいかなと思いますので、継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） 採択と継続審査。

○委員（大倉裕一君） 現状で、学校給食を無償化した場合、財政確保を幾ら必要なかといったところを、私は勉強してみたいと思うんですけども、もし可能であれば、執行部の説明を聞いてみたいと思います。

○委員（増田一喜君） これで書いてあるのは、自治体の予算による補助で、文科省ですね、文科省が言っているのは、自治体の予算による補助で、保護者負担を軽減または負担なし

をすることは可能である。その見解を示していると言うけれども、それは文科省が言うことであって、当の自治体においては、それは、そこで予算を計算しなければならない、それが一つですね。

それと、今子供の給食費を全部無料にするんじゃないなくて、今現在は、たしか準要保護者か何かというところで、その子には給食費が援助されていると思うんですけどね、そういうこともちょっと、できれば聞いてみたいなど、執行部に聞いてみたいなどというところがありますので、さしより、この件について、今回は継続審査でもう少し調べたほうがいいかなと思っております。

○委員長（成松由紀夫君） 先ほどの大倉委員の執行部に説明をとということでございますので、お諮りいたします。

先ほどの大倉委員の執行部に説明を求めるとの意見が出ました。

本件について、執行部から説明を求めるとに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、御異議なしと認め、執行部に説明を求めるといたします。

小会します。

（午前11時47分 小会）

（午前11時50分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

それでは、先ほどの大倉委員の質問に関し、執行部からの説明を求めます。（委員大倉裕一君「もう一回聞かんでいいと、質問せんでいいの」と呼ぶ）もう一回する。

もとい、それでは、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

陳情が、学校給食を無償化してほしいという

陳情なんですけども、現在の生徒・児童数、何食提供をする必要があって、年間どれぐらいの予算を必要とするのか、無償化する場合、予算を必要とするのか。その説明をいただければというふうに思います。

○教育政策課長（下津恵美君） 大倉委員御質問の現在の児童・生徒数ですけれども、令和5年度は、市立の小・中・特別支援学校の児童・生徒9100名になります。

年間の給食費を無償化する場合の予算は4億7000万円程度の給食費が必要となる予定でございます。

4億7000万円で、あと、先ほど準要保護就学援助事業（給食費分）のほうで、どのぐらい援助をしているのかということも御質問にございましたのも、併せて御説明してもよろしいでしょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

現在、準要保護就学援助事業（給食費分）で対象となっております児童・生徒が約1400名おまして、その予算が、公費で負担しておりますのが7000万円程度あります。よって、それを差し引きました4億円が、新たな財政負担として発生することとなります。

以上、お答えといたします。

○委員長（成松由紀夫君） 財政、予算の中身ですが、財政課長がお見えてございますので、よろしいですか、財政課長にも。

○理事兼財政課長（中村光宏君） 財政課の中村でございます。よろしくお願いたします。

給食費の無償化について、できるのかということ、御質問でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

実際、無償化をするという形になればですね、国とか県とかの補助がない限り、一般財源で行うこととなりますけれども、4億円という、その一般財源を出すというのは、かなり難しいんじゃないだろうかというふうに思っております。

今後、国、県等ですね、状況を見ながらですね、教育委員会内の優先順位も勘案しながらですね、検討していくような感じになるかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 4億円必要という、教育政策課の見解と、あと、財政から鑑みれば、なかなか一般財源、単費となると難しいというようなことでありますので、先ほどの継続審査も含めて、この後の審議にと思っております。

○委員（大倉裕一君） 説明ありがとうございました。

もう一つ、すみません、財政課になるのか、教育委員会のほうになるのか分かりませんが、学校給食の無償化を実現したいというような声は、県とか国にお伝えされた経緯とか、今やっていますよとかっていったところは、どんな状況でしょうか。全く、そういったものは、今行っていないということなのか。

○委員長（成松由紀夫君） 現状、お答えできますか。

○教育政策課長（下津恵美君） 現状としましては、まだ自主的に行ってはおりません。

今後、国に対して要望等を行っていきたいと考えております。

○委員長（成松由紀夫君） 行ってないということでございます。よろしいですか。

それでは、継続審査と採択が競合をしておりますので、まずは継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

執行部は御退室を願います。

(執行部 退席)

○委員長(成松由紀夫君) 以上で付託された案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午前11時57分 小会)

(午前11時57分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、本会に戻します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。よろしくお祈りいたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時00分 開議)

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(成松由紀夫君) それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、教育に関する諸問題の調査に関連して3件、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して6件、発言の申出がっておりますので、これを許します。

- ・教育に関する諸問題の調査
(八代市立幼稚園再編基本方針について)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、まず、八代市立幼稚園再編基本方針について説明を願います。

○学校教育課長(田北佳一郎君) 学校教育課長の田北でございます。どうぞよろしくお祈りいたします。(「お祈りします」と呼ぶ者あり)

それでは、学校教育課のほうから、八代市立幼稚園再編基本方針について説明をさせていただきますが、事前に訂正をお願いいたします。

事前に資料の提供していただきました八代市立幼稚園再編基本方針案に対する意見募集の結果、パブリックコメントをまとめた資料のほうでしたが、そちらの1ページ目の表の下の左側のナンバーズとしてありますところの、意見に対する本市の考え方の部分について、訂正をして、差し替えをしておりますので、御了承いただければというふうに、大変申し訳ありませんでした。

では、以後、座って失礼いたします。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○学校教育課長(田北佳一郎君) それでは、説明に入らせていただきます。

本方針につきましては、さきの9月定例会、本文教福祉委員会におきまして、方針案としてパブリックコメントを実施する旨、事前説明をさせていただいております。

10月にパブリックコメントを行い、その御意見を踏まえ、結果としては、方針案に修正等は加えず、八代市立幼稚園再編基本方針として、11月の教育委員会に提案し、策定いたしましたので、本日報告するものでございます。

方針の内容につきましては、案として9月の本委員会にて説明いたしておりますが、委員の方々の入替えがっておりますので、改めて概要説明をさせていただきます。

まず、基本方針の1ページ目、1、背景及び経緯として、令和4年2月に八代市立幼稚園規

模適正化等審議会から、今後の市立幼稚園の在り方について答申が提出された内容を記載しております。

枠囲みのところになりますが、①幼稚園の必要性、機能・役割、②選ばれる幼稚園を目指した幼稚園経営の在り方、地域や家庭支援の在り方、③幼稚園教育の目的を果たす必要な集団の在り方の項目について答申をいただいております。

その後、この答申を受け、(2)に記載しておりますような取組、満3歳児保育の試行、預かり保育、英語教育の実施等を行ってまいりました。

次、4ページから6ページに、現状について、グラフ表を掲載しております。

3ページで申し上げたような取組としてまいりましたが、資料2の園児数のグラフにありますように、令和5年度におきましても減少している状況となっております。

5ページ、資料3の園児数(各園)につきましては、令和5年5月1日現在の公立幼稚園6園の人数を示したものになります。各園とも定員を大きく割り込んでいる状況が続いております。

そのような状況の中、市内にあります就学前教育の教育・保育の数は、資料4のように、74施設、上の3施設(幼稚園・保育所・認定こども園)だけでも65施設ある状況でございます。

6ページを御覧ください。

資料5は、本市の就学前に教育・保育施設を利用している園児数を示したグラフです。

グラフの一番下の部分、市立幼稚園、認定こども園(1号)、私学助成幼稚園を合わせた利用者数は減少傾向にあるものの、就学前児童数自体が減少しているため、その割合は、平成28年から令和4年度の7年間変化は見られず、幼児教育のニーズは一定数あると言えます。

とはいえ、このように市立幼稚園の定員を大きく割り込んでいる状況では、各園が行う日々の様々な行事や活動時に、適当な規模の集団が確保できず、教育活動が制限され、本市が目指す幼稚園教育目標の達成に影響が出てくることが予想されます。

7ページを御覧ください。

以上のことを踏まえ、5、再編に向けた基本方針として、今後の方向性を示しております。

2行目、「子供ファーストの視点で、地域や保護者の理解を得ながら、また、本市の子ども・子育てに関する基本的な計画等も踏まえながら、全市的な再編について検討を進めます。」ということで、3つの視点でまとめております。

まず、1つ目は、再編による取組の充実・強化についてです。学校教育のはじまりとしての幼稚園教育で、子供一人一人のよさを未来へつなぎます。そのために、幼・保等、小、中連携の体制を構築して、子供の発達や学びをつなぎ、小学校以降の生活や学習の基盤を育成します。また、認定こども園・幼稚園・保育所といった施設類型の違いを超えて、本市における就学前教育の質の向上を図るとともに、子供とその保護者を広く支援し、子育て相談、未就園児の親子登園、保護者同士の交流、園庭開放など、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たします。

2つ目は、目指す園の規模についてです。園児数が少ないクラスでは、一人一人の子供に目が届き、きめ細かな教育を提供できる反面、子供同士が共に育つ機会の減少、クラス替えができないことによる人間関係の固定化などが懸念されます。また、ふだんの教育活動に加え、運動会や生活発表会などの園行事についても、限られた状況での活動となり、その後、集団の規模が大きくなる小学校への就学に向けても課題

であると考えます。幼稚園教育は、適当な規模の集団で行うことが望ましいとされており、さきの審議会答申で示された人数を幼稚園教育の目的を十分発揮するに必要な園児数・規模として捉え、念頭に置きながら再編について検討していきます。

3つ目は、検討の進め方についてです。本市が目指す幼稚園教育が推進できるよう、全市的視点に立って検討します。また、就学前教育・保育の一体的充実を図るため、市長部局と連携しながら、市立幼稚園・保育所の統合による認定こども園化を含め、検討を行ってまいります。

今後の流れにつきましては、6、スケジュールに示しております。

なお、市民アンケートを実施するなど、市民の意見を聴取した上で、令和6年度に向けて基本計画を策定する予定であります。

以上が、八代市立幼稚園再編基本方針の概要でございます。

以上のような内容を方針案として、パブリックコメントを募集いたしました。その結果について御報告いたします。

八代市立幼稚園再編基本方針案に対する意見募集の結果と書かれている資料の1ページを御覧ください。

意見募集期間につきましては、令和5年10月1日から31日の1か月間実施をしております。

周知につきましては、市ホームページと広報やつしろへの記事の掲載、毎月1回八代市教育委員会が保護者に対して情報発信している安心安全メールによる市内幼稚園及び小・中学校の保護者への方法を行いました。

意見の提出方法は、QRコードやURLからインターネットで行うアンケートをはじめ、八代市役所本庁の1階の情報プラザをはじめ、4階の学校教育課、各支所、公立幼稚園の6園に

意見用紙を設置し、より多くの市民の皆様から意見募集ができるよう取り組んでおります。

意見の件数につきましては、合計24件で、全て個人の方々からの意見でございます。

意見の種類につきましては、賛成9件、反対1件、提案7件、そのほか質問・意見なしなど7件ございましたので、パブリックコメントでは、方針案に対しての建設的な意見もありましたが、1つの御意見の中に、賛否や提案に加え、ふだんの公立幼稚園に対する思いなど、様々な意見が混在しているものが多数ございましたので、今回、区分の仕方としては、御意見の中に、賛成、反対の意味合いの文章があれば(1)か(2)に、提案のみであれば(3)に区分しております。

4、意見の取扱いにつきましては、後ほど説明することといたしまして、その24件の御意見がどのような内容であったか、主なものを16に区分して、表にしております。

番号の横に、方針案の該当するページや内容について分類し、市民の皆様からの意見の概要を載せております。

また、その横には意見に対する本市の考え方を示し、市民の皆様に対して教育委員会の考えをまとめております。

まず、ナンバーワン及びナンバーツーですが、預かり保育の延長についての御意見や要望が多数ありました。

また、次のページ、ナンバー4の園児数は少ないが、公立幼稚園の教育を希望する保護者も一定数いる。その市民の方の思いを大切にするために公立幼稚園は残すべきである。しかし、集団としての教育活動を進めていく難しさを実感している。集団力が育つような園児数の確保は大切だと考えるといった意見。

また、ナンバー10のほうでは、子供ファーストの視点で全てである。親のためでなく、子供の成長や幸せを第一に考えた再編を計画、

実行していただける八代市に期待しているという前向きな御意見をいただいております。

このほかにも、ナンバー7では、八代市でも、就学前の子供については、教育委員会と子ども未来課の施設類型で直轄を分けずに就学前に係る教育・保育を統括する担当部署を一本化するなど、組織の抜本的見直しをお願いしたいといった就学前教育の充実へ向けて、市の行政組織の見直しについても御意見をいただいております。

その一方で、ナンバー11のように、今までと変わらず、地区にそれぞれ幼稚園があってほしい。少人数であるからこそ、担任の先生1人ではなく、全員の先生方が子供に声をかけてくださり、保護者に小さな気づきも、成長も教えてくださるので、安心して子供を預けることができるといった、現状維持のままでよいといった再編について反対の意見も1件ございました。

また、ナンバー13から16につきまして、質問に対する回答を記載しております。

以上のような御意見をいただきました。

その取扱いについてでございます。

資料1ページにお戻りいただきまして、意見募集の4、意見の取扱いについて御説明いたします。

いただいた御意見では、方針案の内容を修正するというものはございませんでした。

今後、基本計画の策定に参考となるものということで、18件を挙げております。

また、質問やお尋ね等に回答したものは5件、また、ないというだけの意見もございましたので、これについては、対応なしとして取り扱っております。

以上、今回多くの市民の皆様からパブリックコメントをいただきましたが、八代市立幼稚園再編基本方針案の内容に修正を加えることなく、八代市立幼稚園再編基本方針として、11

月の教育委員会に提案し、策定したものでございます。

なお、この八代市立幼稚園再編基本方針とパブリックコメント意見募集の結果につきましては、市ホームページにて公表していきたいと考えております。

最後になりますが、この基本方針に基づき、より具体化した八代市立幼稚園再編基本計画の策定に向け、市長部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません。7ページですね、再編に向けた基本方針のところ、検討の進め方のところで、本市が目指す幼稚園教育が推進できるよう全市的視点に立って検討しますという説明文章があるんですけども、これ、前回案を御説明いただいたときにも掲載してあった文章なんですけど、その後、お尋ねをちょっといただいたところもあったもんですから、全市的視点という言葉が、どういう意味を指すのか、そのことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（田北佳一郎君） 八代市自体、大変広がりますので、幼稚園、保育所等いろんなところに点在しておりますけれども、やはりその辺りの子育てをされる保護者の方にとってですね、やはり身近な地域にないということになると、やっぱり不便になると思いますので、やはりそういった部分も含めて、総合的に保育所等とのバランスとかも踏まえてですね、幼稚園のほうも配置する必要があるのかというふうに考えております。

そういった意味で、全市的という、全体的な地理的な要因を踏まえてというふうな形で、このような文言になっているところでございます。

○委員（大倉裕一君）そこは理解したいと思
います。どなたにでも分かりやすく理解してい
ただくということからすると、公表に当たって
注釈でもつけていただくと、非常に丁寧な内容
になるかと思しますので、その点よろしくお願
いできればと思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君）ほかにございませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君）なければ、以上
で、八代市立幼稚園再編基本方針についてを終
了いたします。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後1時15分 小会）

（午後1時16分 本会）

・教育に関する諸問題の調査

（八代市子ども読書活動推進計画【第三次】
（案）について）

○委員長（成松由紀夫君）本会に戻します。

次に、八代市子ども読書活動推進計画【第三
次】（案）について説明を願います。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（高崎博文
君）こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者
あり）生涯学習課の高崎でございます。

八代市子ども読書活動推進計画【第三次】
（案）について、着座にて説明申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君）どうぞ。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（高崎博文
君）失礼します。

それでは、早速説明に入りたいと思いま
すが、配付しております資料の1ページから6ペ
ージは、八代市子ども読書活動推進計画【第三
次】の概要版、7ページから30ページは、計
画の策定に当たり、学校教育、家庭教育及び社
会教育の関係者、有識者、図書館関係者の9名
で組織します八代市子ども読書活動推進計画策

定検討会議において、これまで3回の協議・検
討を重ねてまいりましたが、その検討会議を経
て取りまとめた計画案になります。

また、31ページから49ページは、本計画
の基礎調査として実施いたしましたアンケート
結果をまとめたものでございまして、アンケー
トは、小学1年生から3年生、小学5年生、中
学2年生、高校生、幼稚園児及び保育園児の保
護者を対象としております。

説明は概要により行います。1ページをお願
いいたします。

今年度、子どもの読書活動の推進に関する法
律に基づき、八代市子ども読書活動推進計画
【第三次】の策定事務を進めております。

この計画は、子どもの読書活動の推進に関す
る施策を総合的かつ計画的に推進し、子供の健
やかな成長に資することを目的とした国の子ど
も読書活動推進基本計画や、県子ども読書活動
推進計画を基本とするとともに、市の状況を踏
まえ策定するもので、先ほど申し上げました検
討会議による協議・検討を経て、基本方針や具
体的方策をまとめたものです。

計画の構成といたしましては、第1章、八代
市の現状と課題、第2章、計画の概要、第3
章、読書活動の推進に向けた取組としておりま
す。

第1章、八代市の現状と課題については、第
二次計画や児童・生徒へのアンケート結果から
見た現状と課題としてまとめております。

第二次計画の取組や現状としましては、令和
2年度から赤ちゃん・保護者への啓発として、
7か月健診などの機会に、絵本を開く楽しい体
験と絵本をプレゼントするブックスタート事業
を、令和3年度からは、学校から児童・生徒に
配付されておりますタブレット端末を利用して
八代市電子図書館を利用できるサービスを開始
いたしました。

また、小・中学校等に整備すべき蔵書の標準

を学級数ごとに定めてあります学校図書館図書標準の達成率や県による肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業の活用状況については、資料にて御確認をお願いいたします。

右側になりますが、課題といたしましては、家庭での読み聞かせにつなげるための社会教育団体への啓発、お話ボランティア、学校図書館の司書教諭等との連携、学校図書館図書整備等5か年計画や学校図書館図書廃棄規準に基づく図書の適切な廃棄・更新、図書館や学校での読書活動情報の周知が必要と考えております。

2ページをお願いいたします。

児童・生徒へのアンケート結果から見た現状と課題です。

本を読むことが好きか、1か月に何冊本を読むかについて、各区分の上段が熊本県内、下段が本市として、アンケート結果をグラフ化しております。

アンケート結果を見ますと、共に県の平均を下回っております。この結果を踏まえ、読書が好きになるきっかけづくりや、幼少期からの読み聞かせの継続、本に接する機会や読書時間の確保、読書に興味・関心を持てるような取組が必要と考えております。

3ページをお願いいたします。

第2章、計画の概要です。計画の対象は、おおむね18歳以下の人です。

計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としております。

国、熊本県、本市の計画期間は、いずれも5年間となっており、国は第5次計画として、令和5年度からの計画となっていますが、現在、県と市は、令和6年度からの計画の策定作業を進めているところです。

市の計画は、法律において、国・県の計画を基本とすることとされておりますことから、市の第三次計画は、県の計画期間の翌年度までを計画期間とし、国や県の計画を踏まえ、市の計

画が策定できるよう6年間としております。

なお、第四次計画以降の計画期間は5年とする予定でございます。

基本方針については、第二次計画やアンケート結果の現状と結果を踏まえ、4つの基本方針を掲げています。

1、子どもが読書に親しむ機会の充実は、子供が本に親しむ機会をつくり、読書の習慣につなげることを目指すものです。

2、子どもの読書環境の整備・充実は、図書資料の充実や専門的知識を持った職員の配置など、読書環境の整備充実を図るものです。

3、家庭・学校・地域・図書館の連携・充実は、読書に親しむ環境づくりを推進するため、社会全体で連携協力するものです。

4、子どもの読書活動に関する広報・啓発活動の推進は、子供の読書活動の重要性と読書活動への理解を深めてもらうため、周知・啓発を図るものです。

第三次計画における成果目標としまして、1か月に1冊以上本を読む人の割合を指標としております。

令和11年度の目標値は、県の第5次計画の数値が、来年2月に発表されると伺っておりますので、発表された数値を参考に、改めて設定する予定です。

また、成果目標の達成に向けて、活動目標としまして、3つの活動を掲げています。

1つ目は、幼稚園・保育所等、小・中・特別支援学校への団体貸出しや配本の推進です。特に、市内を巡回します移動図書館等による配本を、市内の小学校と特別支援学校全24校への実施を目標としております。

2つ目は、学校図書館の魅力的な図書や良書の充実です。学校図書館図書標準を達成するとともに、図書の循環により魅力的な図書や良書の充実を図るとしてあります。

3つ目は、家庭や地域への積極的な広報で

す。広報やつしろや市ホームページ等により、積極的に読書活動の啓発を行います。

4ページをお願いいたします。

4ページからは、第3章として、読書活動の推進に向けた取組を基本方針ごとに記載し、それぞれの取組の末尾に、市、図書館、学校など、主な実施者を括弧書きでお示ししております。

国の第5次計画においては、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進を基本的方針とされておりますので、それらを基本にして取り組むこととしております。

なお、取組の頭に星印がついているものについては、新たに計画に位置づけたものです。また、ひし形の印については、表現の変更などを行ったものとなります。

今後の予定としましては、これから来年1月にかけてパブリックコメントを行います。

その後、来年2月に第4回子ども読書活動推進計画策定検討会議で最終の計画案を取りまとめ、教育委員会において決定いただく予定でございます。

以上で、八代市子ども読書活動推進計画【第三次】(案)についての説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長(成松由紀夫君) 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員(橋本徳一郎君) 6ページの第3章に、司書教諭とかが書いてあるんですけども、大分減らされているというふうに聞いているんですが、どのくらい、どの程度入れられるような考えはありますか。具体的な数字というのがあれば、お聞かせください。

○委員長(成松由紀夫君) 司書教諭、資料何ページですか。

○委員(橋本徳一郎君) 6ページです。

○委員長(成松由紀夫君) どちらの。

○委員(橋本徳一郎君) 読書活動の推進に向けた取組③、基本方針3。

○生涯学習課長(公民館館長兼務)(高崎博文君) 司書教諭についてはですね、平成15年4月から、12学級以上の小・中・高等学校、それから特別支援学校に配置すると義務づけられておりますので、基準に従った配置は行うということで考えております。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですね。ほかにございませんか。

○委員(堀口 晃君) 3ページですね、計画の概要なんですけども、基本方針が4つありまして、そして第三次計画における目標というやつがあるんですけども、恐らく第一次のやつがあり、第二次がありというようなところがあって、もう大きく変わった第二次で、第二次のときの基本目標ですよ、これ、達成したのかどうかという部分、そういったのも含めて、基本方針が、その二次と三次で変わった部分があるのかどうかというのを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○生涯学習課長(公民館館長兼務)(高崎博文君) 第三次の計画の目標を、今回、成果目標としましては、読書率の上昇ということで、1か月に1冊以上本を読む人の割合とさせていただいております。

二次計画においては、この成果目標自体の設定がございませんでしたので、初めての設定というふうになります。

それから、基本方針についてはですね、二次と三次は同じような内容でございますが、その後の基本方針ごとに取り組む内容については、見直し等も行っております。

以上でございます。

○委員(堀口 晃君) 分かりました。ありがとうございます。

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございませ

んか。

○委員（大倉裕一君） 少し、ちょっと広がるんですけど、熊本県のほうで図書館が整備されましたですね。熊本県との連携とか、何かそういうところは考えていらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（高崎博文君） 今度ですね、熊本県のほうでも、こども図書館のほうを4月から運用されるようには予定されております。

図書の本については、熊本県立の図書館等の本を、八代市でも借りれるような連携は、これまでも行ってありますので、そういったところはですね、これからも引き続き、県立の図書館との連携というのは行っていきたいと考えております。

○委員（大倉裕一君） 要望になりますけど、今回、宮崎美子さんがこども本の森熊本の名誉館長に就かれるとかという話を聞きました。宮崎美子さんに講演いただくとかですね、本を親しむような機会を、宮崎さんのほうから、何かこう、投げかけていただくとか、そういったことも考えられるんじゃないかなと思いますので、あと、くまモンを使うとかですね、そういったところを柔軟に考えていただければと思います。

○委員長（成松由紀夫君） 要望ですね。

ほかにごいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、八代市子ども読書活動推進計画【第三次】（案）についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後1時30分 小会）

（午後1時31分 本会）

・教育に関する諸問題の調査

（学校プールモデル事業の検証結果について）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、学校プールモデル事業の検証結果について説明をお願いします。

○理事兼教育施設課長（稲本健一君） 教育施設課の稲本でございます。よろしく申し上げます。

学校プールモデル事業の検証結果について、教育施設課と学校教育課から御報告させていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼教育施設課長（稲本健一君） 本年度から学校プールモデル事業に取り組んでおります。

それでは、概要の説明をさせていただきます。

資料の1ページ、1、目的、経緯を御覧ください。

学校プールは、建設後30年以上経過しているものが73%あり、プール槽やプールサイドの劣化や、ろ過機などの機器の故障により、けがや急な故障による使用中止が発生し、老朽化が顕著となってきています。

プール施設の老朽化が進み、改築や大規模な改修が、今後必要となる中で、施設の共有化等による施設運営の効率化を図り、計画的に実施していくことが求められていることから、現在の1学校に1プール設置について、プールの在り方を検討するため、プール施設の集約化・共有化の可能性を探るため、①近隣校プール利用、②市有プール利用、③民間プール利用の3つのモデルを実施いたしました。

2、プールモデル実施の状況及び検証を御覧ください。

①近隣校プール利用の実施校は、金剛小学校弥次分校、②市有プール利用は、文政小学校、③民間プール利用は、有佐小学校で実施しました。

なお、3校ともモデル事業の実施に当たり、移動時間を要するため、授業時間の短縮となることを考慮し、インストラクター指導の導入をいたしました。

資料の2ページ、資料1、学校プール設置状況を御覧ください。

こちらは、市内の小・中・支援学校にありますプールについて、設置年度が古い順に示したものです。

赤枠囲みは、今年度モデル事業を実施した3校になります。

30年以上経過しているプールが、37校中27校となっておりまして、全体の73%を占めている状況です。

次の資料3ページ、資料2-1の取組結果を御覧ください。

3つのモデルを記載しております。区分の①近隣校プールの縦軸を御覧ください。

①近隣校プール利用のモデル校は、金剛小学校弥次分校で、使用施設は本校の金剛小学校のプールを利用しました。

分校なので、1年生から3年生、児童数は64名、授業回数は各学年9回、授業補助として、KSG八代からインストラクターを2名、移動手段は、スクールバスを利用して実施しました。

今回のモデル事業の事業費は、インストラクター指導料と移動費を合わせて約25万円の費用がかかりました。

下の表、経費（建設費プラス維持管理費）を御覧ください。

イニシャル・ランニングコストを踏まえて、年間幾らかかっているかを試算してみました。

まずは、建設費ですが、プールの建て替えを行った場合の建設費を約1億7000万とし、60年間使用した場合での費用は、年間290万円となります。

弥次分校は、生徒数等から小さなプールで

建設ができると考え、7割を乗じて約200万円としました。

次の修繕料は、定期的に改修するろ過機、プール槽の大規模修繕などを考慮し約120万円、水質検査・保守点検約10万円、電気料金約20万円、薬剤費等約3万円、合わせまして年間353万円となりました。

次の②市有プール利用を御覧ください。

市有プール利用のモデル校は、文政小学校で、学校の近くにありますが鏡市営プールを利用しました。

児童数262名、授業回数は、各学年8から10回、授業補助として、アレスト八代からインストラクター1名、移動手段は徒歩で行いました。

事業費は約125万円かかりました。

年間のイニシャル・ランニングコストを試算しましたら約456万円になりました。

③民間プール利用を御覧ください。

民間プール利用のモデル校は、有佐小学校で、民間プール事業者はミキ21を利用しました。

児童数103名、授業回数は、各学年10回、インストラクターを2名、移動手段はミキ21のバスを利用しました。

事業費は約200万円かかりました。

年間のイニシャル・ランニングコストを試算しましたら約464万円になりました。

3校とも自校プール以外での施設を活用したら、経費が削減できるという結果になりました。

4ページから6ページは、モデル事業を実施した各学校の授業状況、7ページから12ページは、各学校のアンケート調査結果になります。

学校ごとの授業の状況及びアンケート結果につきましては、時間の関係で割愛させていただきます。

13ページ、資料4、検証結果を御覧ください。

3つのモデル事業について、アンケート調査結果をまとめたものになります。

プール授業を実施した後に、今回のモデル事業を検証するため、児童、保護者、教職員、民間事業者へアンケートを実施しました。

アンケート調査の概要については、実施した学校教育課より説明をいたします。

○学校教育課指導主事兼保健体育係長（星田章広君） 失礼します。

それでは、3つのプールモデル事業のアンケート調査結果を取りまとめましたので、概要について、引き続き着座にて、学校教育課より説明させていただきます。

主な検証内容といたしましては、授業の楽しさ、泳力への効果、指導力への影響などの教育的効果を目的に置いております。

なお、保護者の回答につきましては、授業を参観したのではなく、お子様の様子を見た上での回答であることを申し添えます。

授業の楽しさ及び泳力への効果については、児童・教職員において、9割ほどが好意的な回答でした。

教職員の負担については、半分以上が軽減したと感じており、指導力への影響については、インストラクター補助がよかったとの回答が100%でした。

本事業の継続について、児童・保護者の8割近く、教職員の約6割が継続したいという好意的な意見でした。

自由記述による回答について、よかった点として、インストラクター補助に関する感謝やありがたさについて、児童、保護者、教職員、それぞれからありました。

悪かった点としては、児童からはプールの水位について、保護者からは移動時間等について、教職員からは時間割と日程調整についての

意見がありました。

○理事兼教育施設課長（稲本健一君） 引き続き教育施設課から、着座にて説明させていただきます。

1ページに戻っていただきまして、3、モデル事業検証結果を御覧ください。

検証結果の取りまとめとしまして、教育的効果の授業の楽しさ、泳力への効果、指導への影響は、ほとんどよい結果となっております。

運営面の教職員の負担においても、負担軽減につながっていました。

運営面の移動、受入れ体制については、幾つか課題が見られました。

このようなことから、本事業の効果は大きいものであると評価するものの、課題の解消に向けて、引き続き令和6年度もモデル事業を継続したいと考えております。

最後に、4、今後の方向性を御覧ください。

令和6年度は、水泳授業期間や受入れ体制の面などについて、ほかのモデルを追加し、事業拡大を行い、今後のプールの在り方の検討材料の充実を図りたいと考えております。

ほかのモデル校の想定モデル案ですが、長期間、1学期から2学期の水泳授業モデル、もう一つが、1施設で2校同時利用モデルなどを考えております。

以上で、学校プールモデル事業の検証結果について、報告を終わります。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（大倉裕一君） アンケートでも、保護者の方から声が上がっているようですけども、移動のときの、やっぱり事故というのが一番、私は心配する点ですね。

それと、もう一つは、インストラクターが授業されるということで、学校の先生が、あゆみですか——指導評価というか、そういったものをどう評価していくのか。そういった点が課題

として上がってないのが、何となく疑問でした。

その辺り、どういうふうにお考えなのかということをお聞かせいただければと。

○学校教育課指導主事兼保健体育係長（星田章広君） 失礼いたします。

移動に関しては、主に意見が上がっていたのが、文政小学校、徒歩移動というところに関してです。暑さの中でということで御意見が上がってありました。

当初、やはり初めてということで、慣れないということもありましたが、バス等の利用も考えたんですけども、結局バスを使っても、距離的にかかる時間が同じであるということで、学校のほうも、その辺り、また次年度に向けて考えていきたい。徒歩、安全面を考慮しながら、県道ではなく、裏の道路を通過して、鏡体育館の敷地内を歩くというようなルートを、安全面です、取られましたので、そういったところも次年度に向けて、準備運動等も兼ねるような形で進めることを、学校としても想定をされています。

それから、2点目の授業に関してですけども、学習指導要領にのっとった授業ということで、授業全体のイニシアチブ——主導権は教師が握っております。インストラクターには、苦手な子たちの補助とか、そういったところの形で今年度授業を進めました。

ただ、他の自治体が、もちろん授業の開始、全体を掌握するのは教員ですが、授業の内容自体もインストラクターが行うという取組を始めていらっしゃる自治体もございますので、今後次年度のやり方に向けて、また学校と協議をしていきたいというふうを考えております。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

あと一つ、最後の方向性のところで、モデル校を追加することなんです、現段階と

してモデル校の案、出ますか。

○理事兼教育施設課長（稲本健一君） 他のモデル校の追加を2校、今検討しております。

ただ、まだ予算要求段階ですので、まだ不確定ですけども、まず1校目が、水泳授業について、民間プールを利用しまして、今授業なんですけども、ほぼ、どこの学校も1学期で授業が終わってありました。2学期というのが、なかなか夏休みですね、プールの維持管理というのが、1学期で片寄せすることによって、プールの維持管理がですね、しなくていいところで、1学期に寄っている状態です。授業時数というのもありまして——ですから、2学期もどうしても、多岐にわたって共有するに当たっての、集約するに当たっては、どうしても1学期、2学期というところで使用できないかという検討を行いたいものですから、長期の1学期、2学期というところに民間プールを使いまして、週1回の民間プールで、1学期、2学期と長期にわたって使用できないかというのが、1つ考えております。

それと、もう一つの、1施設2校同時利用というモデル校なんです、今、②で使っております鏡の市営プールのほうを、今文政小学校で使っているんですけど、もう1校、そこのほうにですね、その鏡の市営プールを利用することによって、2校同時でということでの案を出しまして、2校を今、追加できないかという検討を行っております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） アンケート結果のところ、本事業の継続についてというふうに出ています。若干ですけども、したくないというのも、これはおられるので、したくない理由というのはどういったものかというのを教えてもらいたいんですが。

○学校教育課指導主事兼保健体育係長（星田章 広君） 自由記述の部分を見てみますと、今年度初めてだったということで、確かに管理業務としてはですね、負担が減ったんだけど、授業の日程調整だったりとか、そういった部分に戸惑われた。それから施設の使い勝手、慣れた学校から他施設ということで、初めて使うというところで、そのような御意見が多かったです。

アンケート出た後、各学校校長先生とも話をしまして、その辺りも改善していけるようにというところで考えていっているところです。

それから、保護者さんに関しましては、先ほど申し上げた、ちょっと移動に関する子供たちからの話という部分での不安を感じられたというところで、ただ、学校に直接体調不良等の連絡があったわけではないということを確認しておりますので、その辺りも、学校で丁寧に保護者への説明を重ねていきますということで伺っております。よろしいでしょうか。

○委員（堀口 晃君） 今回のモデル事業の中で、調査をされた中において、経費等を考えたときに、どうしても2校でやったりとかという、違うところでやったりとかという部分で、かなりの成果が出てるんじゃないかなと。

今後ですね、されるなら、さっき1学期、2学期とおっしゃいましたけども、冬でもできるという、ここで言うならば、屋内プールですね。ミキ21かな、こちらのほうは屋内プール、ほかのところは、もう普通の屋内じゃない、屋外プールなんですけども、屋内プールですと、年がら年中泳ぐことができるというふうな部分も考えられますので、今、あと、これにプラスアルファということでの検証ではなくて、屋内プールを使ったときの冬、3学期とかという部分でも、水泳ができないかという、そんなところの検証も含めてですね、今後されたらどうかというふうに御提案申し上げます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 意見ですね。

○委員（堀口 晃君） 意見です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、学校プールモデル事業の検証結果についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後1時48分 小会）

（午後1時49分 本会）

・保健・福祉に関する諸問題の調査
（鏡第二保育園に方向性の決定とスケジュールについて）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、鏡第二保育園における方向性の決定とスケジュールについて説明を願います。

○こども未来課長（橋口伸一君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）こども未来課の橋口と申します。よろしくお願いたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○こども未来課長（橋口伸一君） では、資料のですね、八代市立鏡第二保育園における方向性の決定とスケジュールについて御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

お手元の資料、項目1の鏡第二保育園の方向性の決定に係る経緯について、主なものについて御説明いたします。

本年7月19日、文教福祉委員会所管事務調査では、資料の2ページ、3ページにあります内容で、鏡第二保育園を民営化、または鏡保育園との統合に向けて取組を進めていく旨を御説明いたしました。

まず、3ページを御覧ください。

本市では、八代公立保育所のあり方に基づき、多様な保育ニーズへ柔軟に対応していくとともに、効率的な運営を図るため、公立保育所の民営化や統廃合などの取組を進めているところです。

それでは、2ページ、お戻りください。2ページの上段、四角囲みのところを御覧ください。

鏡第二保育園が、同じ小学校区に公立保育所が2か所以上あること、入園児童数が保育所における最低定員である20名を下回っており、集団を通して社会性を高め合う適正な人員が確保され難いといった理由から、民営化・統廃合の対象としたところです。

その背景として、地域の少子化の進展として、鏡町と鏡第二保育園周辺の児童数の推移、及び鏡町にある公立・私立の保育所の状況を示した上で、今後の方向性として、移管先法人の公募を行い、応募があった場合は民営化、なかった場合は公立の鏡保育園との統合を進めていく旨を御説明いたしました。

それでは、1ページにお戻りください。

主な取組といたしまして、8月には、鏡町市政協力員、鏡町まちづくり協議会、鏡町民生委員・児童委員といった地元の関係者、及び鏡第二保育園の保護者に対しまして、本委員会でご説明しましたところの内容と同じく、民営化・統廃合の対象とした理由、背景、今後の方向性を御説明いたしましたところ、まず、民営化に伴う公募を行うことについて御理解を得ることができました。

これを受けて、8月31日から10月2日にかけて、民営化に伴う公募を実施いたしました。本市ホームページに記載を行うとともに、市内全私立保育園へメールによる周知や、電話により応募の意思の確認を行わせていただきましたが、結果、応募される法人はございません

でした。

応募がなかったことから、10月11日に保護者説明会を開催し、公募結果を報告するとともに、令和6年4月から鏡保育園との統合する旨を御説明いたしました。

結果、全保護者から同意が得られたところでございます。

保護者からは、統合についての反対意見はなく、鏡保育園との交流保育は何回行うのか、鏡保育園の見学会を開催するか、鏡第二保育園で使っている体操服や帽子は、鏡保育園で使えるのかなど、統合をイメージされた質問や早く統合に向けて慣れるよう対策を取ってほしいなどの意見が出されたところです。

加えて、鏡町市政協力員、鏡町まちづくり協議会、鏡町民生委員・児童委員等の地元関係者へ公募の結果と保護者が鏡保育園との統合に同意されたことを説明いたしましたところ、保護者の意見が重要であり、保護者が理解し、納得しているのであれば問題ないという意見をいただいたところです。

このように全保護者の同意、地元関係者の御意見を得ましたことから、令和6年4月1日から、鏡保育園との統合で話を進めさせていただきます。

次に、項目の2、統合に向けた対応といたしましては、園児が新しい環境に慣れるよう、また、保護者の不安を払拭するため、鏡保育園との交流保育を実施する予定です。

既に、10月30日と11月10日には、鏡保育園で保護者見学会を実施しており、6世帯6名の方が参加されております。

最後に、項目3、統合に向けたスケジュールとしまして、鏡保育園との交流保育を12月上旬から3月下旬にかけて実施し、令和6年2月に熊本県へ廃園届、3月定例会で施設設置条例の改正を提案し、4月1日から鏡保育園と統合というスケジュールで予定いたしております。

以上、御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 合意ができたということで、安心されていることと思いますが、案を説明いただいたときにですね、1世帯2人の園児の方が、転園をされているということがあったですね。そのことに関して、何か調査されましたですか。

○こども未来課長（橋口伸一君） 6月での、たしか7月の所管事務調査でですね、そういったことがございましたが、保育所退所届には、詳細な理由を記入されることがないため、確認はしておりません。

市内の保育所に転園されたことだけを把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） もう、そこを深くは問いませんが、もし、そういう場合があったときに、今後の取組としてですね、やはり園側に何か問題がないかということはいっしょに押さえておくべきではないかなというふうに思いますので、そういった点をしっかりですね、取り組んでいただければというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） 意見ですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、鏡第二保育園における方向性の決定とスケジュールについてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後1時57分 小会）

（午後1時58分 本会）

・保健・福祉に関する諸問題の調査
（八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問

及び答申について）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申について説明を願います。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の早川でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて御説明のほうをさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申について、さきに配付しております、右上に、令和5年12月13日、文教福祉委員会所管事務調査、国保ねんきん課、資料1、資料2と記載しております資料を用いて御説明のほうをさせていただきます。

まず、本資料は、先月11月2日に開催しました八代市国民健康保険運営協議会において、令和6年度の国保税率について諮問をした際に使用した資料でございます。

まず、資料1をお願いいたします。

こちらのほうは、本市国保特会の収支決算に係る平成29年度から令和4年度までの実績値及び令和5年度から令和10年度までの推計値でございます。この表での黄色の部分が、決算に大きく影響する重要な部分でございます。

まず、歳入について、黄色の部分で示している、一番上の行が保険税です。

その下の3つは、税金を補填する繰入金収入でございます。

まず、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税軽減相当額7割、5割、2割を、国・県・市が公費で補填するものでございます。

次に、財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に低所得者が多いこと、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることによる国保財政の負担について、市から財政支援を行うものでござ

います。

最後に、未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児に係る均等割額を半額とする措置に係る国保の減収分を、国・県・市が公費で補填するものでございます。

次に、下段、歳出における国保事業費納付金とは、県が県内における市町村国保の医療給付費の額を推計し、各市町村の国保の規模に応じて割り当てられ、納付するものでございます。

次に、それらを抜粋したものが、次の資料2になります。そちらのほうを御覧ください。

こちらは、令和3年度から令和10年度までの歳入歳出を示しておりますが、表の下に示したグラフでは、歳入を青色、歳出をオレンジで示しております。

また、折れ線グラフは、1人当たりの医療費の推移についてお示しております。

歳入については、被保険者数の減少により、全体的に減少傾向と見込んでおります。

歳出の国保事業費納付金は、県内の市町村国保の医療給付費の額に影響されるため、国保の被保険者数は減少傾向にあります。1人当たりの医療費は年々増加しているため、県全体の医療費はおおむね横ばいで推移することから、市町村が支払う納付金もほぼ横ばいで推移すると見込んでおります。そのため、グラフでお示しているとおおり、令和5年度から、歳出が歳入を上回ると見込んでいるところでございます。

再度資料のほうを、A3サイズ横の資料1に戻していただきまして、資料の下から2行目の青色の部分でしておりますけれども、そこが単年度収支になりますが、本年度から赤字が見込まれ、令和10年度には基金も取り崩す事態になることを見込んでおります。

このような状況を踏まえ、国保運営協議会からは、今後、高齢者人口の増加に伴う医療費の増加や被保険者の減少に伴う保険税の減収が見込まれるものの、繰越金や基金を活用すること

により、国民健康保険制度の運営を維持できるとの見解から、次年度の国保税率は、現行のまま据え置くことが妥当との答申を、先月29日にいただいたところでございます。

この答申に基づき、令和6年度の保険税率は、現行のまま据え置くこととしたいと考えているところでございます。

以上、説明と代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 1人当たりの医療費が上がっているというふうに報告があっているんですが、具体的にどういったことが理由で上がっているというのが分かりますか。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） こちらのほうですね、私たちのほうでちょっと、平成30年と令和5年度のところで比較検討させていただいたところであるんですけども、まず、60歳以上69歳というところの、1人当たりの医療費というのが50万5076円から53万8469円、70歳以上74歳が61万188円から62万2793円という形で、1人当たりの医療費のほうが上がってきております。これは、総医療費のほうから、その年齢に対象する人口を割って出た1人当たりの部分の金額がこれになっております。

そういう形で、また本市平均ですけれども、これも平成30年から令和5年のところの部分なんですけれども、本市の平均が、平成30年度末のときは40万812円だったところが、令和4年のときですね、今年の決算のときの話なんですけれども、43万3187円という形で、こちらのほうも上がってきていると。要は、平成30年度から令和5年の間に、本市平均で8%の増、65歳から69歳が6.61%の増、70歳から74歳は2.07%の増となっているところでございます。

それと、もう一つあるのが、本市の被保険者の構成のところの話なんですけれども、平成30年3月末の被保険者が3万5971人おりました。そのうち前期高齢者——65歳から74歳までの年齢層なんですけど、そこが1万4039人、これが、そのときの構成でいきますと、39.03%でございました。前期高齢者の方が、国保全体の割合が39.03%でした。

ただ、これが令和5年11月末になってきたときには、被保険者が2万9368人中、前期高齢者が1万2930人ということで、割合でいきますと44.03%、被保険者の44%が、もう65歳以上の方という形になっております。そうやってきますと、やはり年齢が高い人の割合が多くなってくると、先ほど申し上げました1人当たりの医療費が上がってくると、全体的にですね、市の1人当たりの医療費も上がってきているという状況でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 数字についてはよく分かったんですが、医療費が上がったという意味での、医療行為だとか、そういった理由とかは分からないんですか。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） そこは、レセプトとかで中身を見ないと、ちょっと分からないんですけれども、私たちが考えるのは、やはり医療の高度化、やはりですね、医療がそれなりに上がってきたりとかすればですね、その分、医療単価のほうも上がってくるので、そういうところもあるんじゃないかなろうかということですね。

ただ、それは、やはりレセプトを一人一人見ていかないと、1人当たりの医療費が上がってきたという状況は、ちょっと分かりにくいと。

ただ、医療費総額を人数で割って1人当たりを出しているという形になってきますので、その上がった原因というのは、一つ一つのレセプトを見てみないとですね、ちょっと分からない

と思います。すみません、ちょっと手元に資料を持っていませんので、申し訳ございません。

○委員（橋本徳一郎君） 今、もうほとんどレセプト——診療報酬明細書はデジタルで提出されていると思いますので、その集計は案外簡単にできると思うんですよ。そこをしっかりと分析してですね、どういったものの疾患が多いだとか、どういった治療の形態が多いだとか、そういったものを具体的に分析しないと、対策というか、そういうのは変わってこないんだと思うんですよね。そこはしっかりと分析をお願いします。

○委員長（成松由紀夫君） 意見ですね。

ほかにございませんか。

○委員（堀口 晃君） 本当、危機的な状況だなというふうに思います。この基金を取り崩していかないとまずいということで、今、先ほど最終的には、例年どおり据置きとしたいというふうなところの、今お話だったと思うんですね。

それで大丈夫なのかなというふうなところが、ちょっと不安になってきて、据置きだけで、これから高齢者が増える、今の御説明においたら、半分ぐらいが前期高齢者みたいな形になってしまうというような状況の中で、果たして計算どおりいくのかなという、ちょっと不安になってしまったところがあるんですけども、どう課長お思いか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 御意見ありがとうございます。

私たちのほうもですね、この収支見直しを見ていただくとお分かりになるかと思えますけれども、令和4年度の決算から令和5年度の見込みのところ、かなり税収が下がってきているところがございます。そこら辺を見据えましてですね、急に、赤字になったので値上げをするというのもいかなものかなというところも、

私たちも考えたところで、まず、令和5年度の決算と、また令和6年度、来年本課税をしたときにですね、ここの状況がどうなってくるかということ、再度ですね、推移を検討させていただいてですね、その後、税率を上げるとかですね、そこの話のほうを本格的にさせていただきたいと思います。

○委員（堀口 晃君） ぜひ頑張ってくださいねと思います。

○委員（大倉裕一君） 今、堀口委員のほうからも危機的状況じゃないかということであつたんですけど、私も、高齢化で、この保険税制度が——国保の制度がもう成り立たなくなっている、私は思うんですよ。

八代市単独で、こういう問題を解決しようということじゃなくて、県レベルとか、全国レベルの話に持っていかないと、この国保自体が、もう崩壊といいますか、自己負担だけがどんどん上がってですよ、もう八代市民の国保加入者の方が倒れられるぐらいの厳しさの出てくつと、私は思います。

そこをやっぱりわきまえていただいちゃいますよ、県にとか、国へとか、訴えてもらいたいなところを要望しておきたいと思います。

部長も、次長も座っていらっしゃるみたいですので、ぜひよろしく願いしておきたいと思ひます。

○委員長（成松由紀夫君） 国への要望関係も含めてという要望ですかね。

ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） この答申自体は、もう税率というところでの参考資料ということで受け止めたんですが、これまで1人3000円の追加徴収もあつたと思うんですよ、累積赤字に対しての。それはまだ、そのまんまだと認識しているんですが、それはもう、次年度以降の分は税率負担ということなので、そこは外すということか、それとも継続してということ

しょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 橋本徳一郎委員、ちょっと声張ってもらわないと、マイクが拾えないようです。

○委員（橋本徳一郎君） すみません。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 今委員がおっしゃったのは、多分平成30年のときにですね、赤字補填をするための部分の税率の上乗せという形でのお考えかと思ひますけれども、今、実際税率をですね、上げたところで、このような状況で、税収がですね、歳出のほうオーバーして赤字になっているところになってますので、そここのところの部分ですね、言ってる状況じゃないかなと、私たちのほうは思つて、トータル的な税収のですね、考え方をしていつて、ここの部分については、検討していかなくちゃいけないかなと思つております。

○委員（橋本徳一郎君） 理屈は分かるんですけど、もともとの導入したことをですね、累積赤字の解消ということの意味合いですので、それは一旦3000円という部分は、ちょっと別枠という意味で、取り外した上で、税率のほうにのっけるという提出の仕方をしないと、納得されないんじゃないかなというふうに、私は思うんですけど、どうですか。

○委員長（成松由紀夫君） 答えられる範囲で。

○国保ねんきん課長（早川孝幸君） 今御意見としてですね、賜りまして、今後税率を改正するときとかがありましたときにですね、そこも踏まえたところでですね、させていただきたいと思つております。

○委員長（成松由紀夫君） 要検討ということですね。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上

で、八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申についてを終了いたします。

・保健・福祉に関する諸問題の調査

(八代市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画)の策定について)

○委員長(成松由紀夫君) 続きまして、八代市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画・第4期特定健康審査等実施計画)の策定についてを説明願います。

○国保ねんきん課長(早川孝幸君) 再度、国保ねんきん課、早川でございます。着座にて御説明のほうをさせていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○国保ねんきん課長(早川孝幸君) それでは、八代市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画)の策定について御説明いたします。

お手元の右肩に、令和5年12月13日、文教福祉委員会所管事務調査、国保ねんきん課と表示した資料を御覧ください。

本計画は、国が示しております国民健康保険法に基づく保健事業の実施などに関する指針におきまして、市町村の国民健康保険は、健康・医療情報を活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施していくための実施計画、通称データヘルス計画を策定した上で、保健事業の実施、評価、改正などを行うこととされています。

本市国保におきましても、平成27年度から29年度までを第1期、平成30年度から令和5年度までを第2期として、当該計画を策定し、保健事業を実施してまいりました。

そして、本年度が第2期計画の最終年度となりますことから、国の指針に沿った保健事業を引き続き実施していくに当たり、本年度末までに第3期データヘルス計画の策定を、現在進めているところでございます。

そのため、今回はその概要と策定の進捗状況及び今後の策定スケジュールについて御報告をさせていただきます。

まず、本計画は、国保のデータベースを活用し、特定健康診査の結果やレセプト及び介護保険などのデータ分析を行い、優先的に取り組むべき健康課題を抽出した上で、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組み、国保加入者の健康保持増進を図ることで、健康寿命の延伸とともに、医療費適正化を目指すことを目的としております。

次に、本計画の構成ですが、構成案は、資料記載のとおりで、第2期計画の期間中の評価分析を行い、それにより生じた健康課題に対して、次期第3期計画でどのような保健事業の実施を通じて課題を解決していくのかを示す内容となります。

最後に、計画策定の進捗状況と今後のスケジュールについてですが、去る11月2日八代市国民健康保険運営協議会におきまして、第1章、第2章部分について御報告し、御意見をいただいたところでございます。

その運営協議会からの御意見を踏まえまして、現在、第3章以降の策定作業を進めており、来年2月中旬頃に予定しております今年度2回目の国民健康保険運営協議会にて、計画素案を御報告する予定としております。

その後、市議会3月定例会の文教福祉委員会にて計画全体案を報告いたし、市長決裁を受ける予定としておりますので、本計画の詳細につきましては、3月定例会の委員会で詳しく説明をさせていただければと思っております。

以上、簡単ではございますが、八代市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画)の策定についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長(成松由紀夫君) 本件について、何

か質疑、御意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で、八代市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画)の策定についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

(午後2時16分 小会)

(午後2時16分 本会)

・保健・福祉に関する諸問題の調査

(八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について説明を願います。

○介護保険課長(草西亮介君) 皆様、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 介護保険課の草西と申します。失礼いたします。

それでは、八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定につきまして、御説明をさせていただきます。すみません、着座にて失礼いたします。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○介護保険課長(草西亮介君) 最初に、介護保険事業計画等の法的位置づけでございます。

本計画は、国の基本指針に即して、3年を1期として策定するものでございまして、現在の第8期計画は、令和3年度から5年度までとなっており、今年度が最終年度となりますので、次期計画の策定を進めております。

策定につきましては、介護保険法及び老人福祉法に基づき、各市町村に義務づけられ、両計画は一体的に策定することが規定されております。

続きまして、介護保険事業計画等策定・評価審議会でございます。

本計画は、現在、社会福祉や保健・医療関係

者、住民代表者の方々等、計16名の委員の方々で構成されます本審議会におきまして審議をいただき、策定を進めております。

また、策定の経過と予定につきましては、6月と8月に審議会を開催し、本市の現状や国の基本方針等を説明し、先月の第3回目では計画素案の諮問及び説明を行ったところでございます。

今後は、第4回目の審議会、パブリックコメントを行いまして、1月に第5回審議会、2月に答申、3月に策定を予定してございます。

それでは、計画素案につきまして、概要を御説明いたします。

次ページをお願いいたします。

左上に、八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画概要とある資料をお願いいたします。

まず、左上の計画策定の趣旨と背景でございます。

介護保険制度は、平成12年度に創設され、制度施行以来、介護サービスの利用者、提供事業者ともに増加してまいりました。

平成24年度の第5期計画以降、住み慣れた地域で自分らしい暮らしの支援等を図るため、地域包括ケアシステムの構築が推進され、国においては、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現の構築も推進されてきたところでございます。

令和7年度には、団塊の世代が75歳以上に到達する見込みで、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた施策等を介護保険事業計画に定めることが重要とされております。

次に、右側の本市の高齢者を取り巻く現状でございます。

市の総人口は減少傾向で、65歳以上の人口も、令和3年度以降減少傾向にある一方、高齢

化率は右肩上がりで推移をしております。

また、75歳以上の人口は、令和12年度にピークを迎える見込みでございます。

65歳以上の高齢夫婦世帯・単身世帯共に増加し、特に単身高齢者の増加が顕著となっており、認知症高齢者も近年増加傾向で、要介護・要支援認定者数は微増傾向でございます。

また、介護サービスの総給付費も、近年増加傾向でございます。

続きまして、その下の高齢者福祉施策・介護保険制度を取り巻く環境の変化につきましては、国の基本指針の中で基本的な考え方が示され、関連法として介護保険法の一部改正や、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立しております。

このような背景や現状、環境の変化等を踏まえ、本計画の基本理念である、人として尊重され、地域の支え合いにより安心して暮らせるまちの実現のため、基本目標1から6において設定しました高齢者福祉の各23施策等を実施してまいります。

また、本計画の主な内容である介護保険料の基準額の設定につきましては、資料の右下をお願いいたします。

今後必要な介護サービス費を見込み、65歳以上の第1号被保険者の介護サービス費に係る負担割合、こちらが23%でございますが、それを掛けまして、人数で割るという計算方法で算出いたしましたところ、第9期の保険料基準額は年額7万2000円、月額6000円と試算をしております。現在の第8期よりも、年額としては6000円、月額だと500円減額した案を審議会に提案しているところでございます。

詳細は、次ページの左上に、第1号被保険者の介護保険料基準額（R6～R8）（案）とある資料を御覧いただきたいと思います。

こちらが介護保険料の基準額（案）を算出し

た表でございまして、上から3段目の①が、令和6年度からの3年間の給付費と地域支援事業費の合計見込額439億2800万円でございます。

このうち、第1号被保険者の負担割合分23%が②の101億300万円で、それから、調整交付金等の歳入を引きました③の保険料収納必要額が88億4800万円でございます。

収納率等を踏まえ、その額を被保険者数、これは3年間の人数でございますが、11万6547人で割りますと、年額が④の7万6384円、月額が6365円と算出をしております。

この額が一月当たりの保険料基準額の試算となりますけれども、介護保険特別会計の令和4年度末繰越金が約17億6900万円、令和4年度末介護給付費準備基金残高が約7億3900万円という状況を踏まえまして、第9期の保険料の上昇を抑えるために、月額6000円と試算をいたしまして、現在、介護保険事業計画等策定・評価審議会に提案しているところでございます。

計画書の62ページをお願いいたします。

現在、国におきまして、介護保険料の所得段階の標準が9段階から13段階へ変更する議論が進行中でございまして、今後内容の変更の可能性もございますけれども、現時点での本市における令和6年度から8年度の介護保険料は、年額の第1段階が1万8700円から第13段階の15万1200円というふうにした試算をしております。

最終的な決定につきましては、3月定例会にて、介護保険条例の改正による介護保険料額を御審議いただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で、八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定についてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

(午後2時24分 小会)

(午後2時25分 本会)

・保健・福祉に関する諸問題の調査

(第2期八代市成年後見制度利用促進計画の策定について)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、第2期八代市成年後見制度利用促進計画の策定についてを説明願います。

○高齢者支援課長(成年後見支援センター所長兼務)(久保祝子君) 高齢者支援課の久保と申します。よろしく願います。

第2期八代市成年後見制度利用促進計画につきまして御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○高齢者支援課長(成年後見支援センター所長兼務)(久保祝子君) まず、文教福祉委員会所管事務調査資料を御覧ください。

初めに、成年後見制度利用促進計画の位置づけにつきましては、国の成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づくものでございます。

次に、成年後見制度利用促進審議会と申すのは、本市の条例で定めております法曹や医療、福祉等の10名の有識者で構成し、その任期は3年となっております。

次に、策定の経過及び予定につきましては、既に審議会を4回開催し、概要版及び素案を作成しております。今月末から1月中旬までのパブリックコメントを行い、最終の審議会を経た後、本年度末に本計画を策定する予定としております。

それでは、第2期八代市成年後見制度利用促

進計画概要版を使いまして説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

まず、成年後見制度と申すのは、認知症や知的障害等により、自身の権利を十分に守ることが困難な方に代わり、選ばれた援護者が法律的に支援する仕組みでございます。

その役割としましては、財産管理や身上保護がでございます。

また、種類としましては、任意後見制度と法定後見制度がでございます。そのうち、法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じ、後見人、補佐人、補助人を家庭裁判所が選定するものでございます。

次に、本計画策定の目的としましては、これまで制度の利用が不十分である現状の中、国において、令和4年3月に第2期成年後見制度利用促進基本計画が定められ、地域共生社会の実現に向け、これまで以上に取組を推進することとされました。

本市におきましては、令和3年度から5年度までの第1期計画期間が終了いたしますことから、新たに令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第2期計画を策定するものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

現行の第1期計画における取組につきましては、基本目標を1から3まで設定し、その中には広報機能の充実や関係機関の理解促進など8つの主要施策を設定し、その成果を検証しております。

その結果としまして、中ほどの成年後見制度に関する八代市の現状は御覧のとおりとなっております。

③の市民の制度の認知度と、④の支援者等の制度理解は進んではいるものの、不足が見られることから、周知・広報を充実する必要がございます。

⑤の専門職後見人等の受任状況におきましては、受任件数は年々増加しており、担い手育成が必要となってきました。

これらの現状から、2ページが一番下、今後取り組むべき課題といたしまして、課題1、成年後見制度が未だ正しく認知されていない。課題2、八代市成年後見センター（中核機関）機能の更なる周知と役割の明確化など、4つの課題を抽出しております。

3ページをお願いいたします。

第2期計画の基本理念につきましては、これらを踏まえまして、第1期計画の基本理念を引き継ぐとともに、支援の視点を広げまして、総合的な支援としての権利擁護支援を一層推進してまいります。

次期計画におきましては、これまでの課題解消のため、2列目にあります基本目標として、成年後見制度の理解促進、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化、担い手確保に向けた取組の継続、この3つを設定いたしまして、その目標達成のため8つの主要施策を展開してまいります。

中でも、1、成年後見制度の広報・啓発、3、権利擁護支援の地域ネットワークの役割の明確化と連携体制強化、7、成年後見人等の確保につきましては、重点的に取り組むこととしております。

最後に、4ページをお願いいたします。

第2期計画における地域共生社会の実現に向けたイメージ図となります。

引き続き、八代市成年後見支援センターが中心になりまして、計画的に各施策を推進するとともに、さらなる体制整備を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 成年後見人制度の確保が課題というふうに言われていますが、具体的にどのくらい足りないというような試算はありますか。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） 今回の調査の中で、認知症の方や障害者手帳所持者というのが増えているんですけども、実際、利用者数というのは微増傾向にあることから、不足というところと、専門職後見人の方からの意見を聞きますところによりますと、なかなか、1回後見人がついた場合には、それを辞めるということはないので、足りないというか、不足しているというふうに聞いておりますので、そのことから育成が必要というふうに判断しているところでございます。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 今、久保課長のほうからありましたように、具体的に何人不足しているという数字のほうはないのですが、弁護士会、司法書士会、そして社会福祉士会、専門職3職種のほうから、一般的に非常に足りないというお声のほうはいただいております。

それを受けまして、本市といたしましても、担い手の確保というところに取り組んでいるところでございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、第2期八代市成年後見制度利用促進計画の策定についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午後2時33分 小会）

（午後2時33分 本会）

・保健・福祉に関する諸問題の調査
（第7期八代市障がい福祉計画・第3期八代市

障がい児福祉計画の策定について)

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、第7期八代市障がい福祉計画・第3期八代市障がい児福祉計画の策定についてを説明願います。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）障がい者支援課の吉田と申します。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） それでは、第7期八代市障がい福祉計画・第3期八代市障がい児福祉計画の策定について御説明いたします。

資料は、01、所管事務調査資料を御覧ください。

まず、1、障がい福祉計画等の法的位置づけとしまして、障がい福祉計画は、障害者総合支援法、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき策定するもので、策定は義務となっております。

策定期間は、令和6年度から8年度までの3年間となります。

策定方法は、本年5月に国から示された基本指針に即して行います。

策定内容は、サービス基盤等に係る成果目標を設定し、その成果目標の達成に必要なサービス見込みである活動指標を設定いたします。これにより、サービスの提供体制の確保を図ります。

次に、2、八代市障がい者計画等策定・評価委員会についてですが、本計画の策定に当たりましては、医療機関、学識経験者等の委員17名で構成しており、御審議いただきます。

次に、3、策定の経過及び予定につきましては、パブリックコメントを1月中に実施する予定としており、その後、策定・評価委員会等で

の協議等を踏まえまして、今年度中での計画策定を予定しております。

それでは、次に、02、福祉計画概要版を使って御説明いたします。

表の上段、中央の2、計画の策定を御覧ください。

国の基本指針となります。この指針は、基本的事項、成果目標、活動指標により構成されています。

基本的事項として、基本理念や提供体制の確保、成果目標として、提供体制の確保の目標、活動指標として、成果目標を達成するために必要なサービスの見込量の見込方となっております。

次に、右上の国が定める成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）は、①から⑦までの7項目となっており、抜粋して申し上げます。

①の目標が、施設入所者の地域生活への移行で、数値目標として、地域移行者を令和4年度末の施設入所者6%以上等としています。

③は、地域生活支援の充実で、地域生活支援拠点等、コーディネーターの配置等になります。

④は、福祉施設から一般就労への移行等で、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上などです。

次に、左側中段の3、成果目標（抜粋）の欄を御覧ください。

現在の計画である第6期計画の評価、また、国が定める成果目標を勘案したものとなり、これまでと同等、または、それ以上の数値の設定を行います。

詳細については省略させていただきますが、直近のデータ等を基に、上方あるいは下方修正が生じますことを申し添えます。

次に、中央の4、活動指標（抜粋）の欄を御覧ください。

本計画における成果目標の達成に向け、各年度のサービスの種類ごとの利用人数、見込量を活動指標として設定し、定期的の実績確認を行います。

なお、活動指標については、成果目標を達成するために必要な体制やサービスが整うよう、近年の利用実績や傾向、ニーズ等を勘案し設定を行っていきます。

こちらにつきましても、修正が生じますことを申し添えます。

最後に、表の右下、5、計画の推進体制になります。

計画を着実に推進するため、毎年、策定・評価委員会におきまして、点検、評価を行ってまいります。

以上が計画の概要となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 障害者をできるだけ地域で受けて、就労も含めて自立させていこうという計画だと、大まかに理解するんですけども、地域での受入れ体制の充実なんかを、これを具体的にしていくということと、併せて制度もですね、支援制度も必要だと思うんですけど、そういったことは、これから詳細に決めていくということですか。

○障がい者支援課長（障がい者虐待防止センター所長兼務）（吉田 浩君） 地域生活への移行という部分につきましては、私ども本市のほうで、障がい者支援協議会というのを組織しております。そちらには、保健、医療、相談支援事業所、あるいは就労系の機関が参画しております。その中に、就労支援部会、地域移行支援部会というのを設けまして、その中で、精神科病院の看護師であったり、ソーシャルワーカーさんと一緒になりまして、地域移行という部分についても具体的に取り組んでおります。

ただ、まだその成果のほうは具体的には出ておりませんが、今、委員からありました方向性で取り組んでいくということで考えております。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

精神科は特にですね、サポートが必要な分野になるので、その辺の支援員をきちんと育成していかないと、それと地域での理解ですね、これが必要だと思いますので、しっかりした制度をお願いします。意見です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、第7期八代市障がい福祉計画・第3期八代市障がい児福祉計画の策定についてを終了いたします。

執行部は御退席ください。

（執行部 退席）

○委員長（成松由紀夫君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、ここで、私委員長より委員の皆様へ報告を申し上げます。

去る11月17日から20日までの4日間、基隆市との友好交流協定締結5周年を記念しまして、市長を団長とする市民使節団の一員として、議長及び各常任委員長と共に基隆市を訪問してまいりました。

市民使節団は、市民48名を含む総勢61名で結成され、基隆市長を表敬訪問するとともに、使節団歓迎のための交流会が執り行われました。

両市の市長が相互に挨拶を行い、今後も活発な交流を促進し、良好な関係を深めていくことを確認し合うことができた、とても有意義な交

流となりました。

所感でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、交流がしばらく自粛されておりましたけれども、両市の良好な関係が継続しており、大変感銘を受けた次第でございます。

熊本県へのTSMC進出に伴い、台湾との距離もさらに近まり、交流も活発になることが予想されます。

皆様御承知おきのとおり、さきの熊本県議会において、蒲島知事から八代地域における県営工業団地の整備の検討に着手するといった答弁がなされておりまして、本市への多方面での波及効果が期待されるところであります。

現在、基隆港、八代港の航路が結ばれ、ダブルコールとなり、利便性も高まっており、今後とも基隆市とのよりよい友好交流関係を継続、発展させ、台湾とのさらなる交流の促進につなげる必要性を実感した訪問であったことを申し上げ、私からの御報告とさせていただきます。

以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について、協議のため、小会いたします。

(午後2時43分 小会)

(午後2時46分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件につ

いてお諮りいたします。

本委員会は、令和6年1月16日から18日までの3日間、兵庫県加古川市、兵庫県相生市、兵庫県芦屋市へ、教育に関する諸問題の調査及び保健・福祉に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思います。しかし、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉委員会を散会いたします。

(午後2時47分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年12月13日

文教福祉委員会

委員長